

2011年5月

発行登録追補目論見書
(無登録格付に関する説明書を含む)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年6月2日満期
トルコ・リラ建デイスカウント社債

— 売出人 —

エイチ・エス証券株式会社

1. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. taxation regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986 and regulations thereunder.

2. 本社債の元利金はトルコ・リラで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けるとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けるとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称： スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード & プアーズ ・ レーティング ・ ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

この情報は、平成 22 年 10 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 21-外 20-37

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 23 年 5 月 6 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役
(Group Finance Director)
クリストファー・ルーカス
(Christopher Lucas)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 飛 岡 和 明
同 濱 本 浩 平
同 八 巻 優

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 21,465,000 トルコ・リラ (円貨換算額 1,152,019,321 円)

(上記円換算額は 2011 年 4 月 29 日午後 3 時 30 分現在の売買相場為替の気配値としてトルコ共和国中央銀行により発表された数値の仲値 100 円=1.86325 トルコ・リラの換算率による。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 21 年 8 月 13 日
効力発生日	平成 21 年 8 月 21 日
有効期限	平成 23 年 8 月 20 日
発行登録番号	21-外 20
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
21-外 20-1	平成 21 年 9 月 4 日	450 億円	該当なし。	
21-外 20-2	平成 21 年 9 月 25 日	815,000,000 円		
21-外 20-3	平成 21 年 12 月 14 日	612,000,000 円		
21-外 20-4	平成 22 年 3 月 5 日	991,800,000 円		
21-外 20-5	平成 22 年 3 月 16 日	394,000,000 円		
21-外 20-6	平成 22 年 4 月 2 日	1,293,000,000 円		
21-外 20-7	平成 22 年 5 月 7 日	1,310,500,000 円		
21-外 20-8	平成 22 年 5 月 25 日	637,000,000 円		
21-外 20-9	平成 22 年 5 月 28 日	1,216,750,000 円		
21-外 20-10	平成 22 年 6 月 4 日	20,000,000,000 円		
21-外 20-11	平成 22 年 7 月 1 日	1,101,980,000 円		
21-外 20-12	平成 22 年 7 月 1 日	21,100,000,000 円		
21-外 20-13	平成 22 年 7 月 16 日	317,213,138 円		
21-外 20-14	平成 22 年 8 月 20 日	487,900,000 円		
21-外 20-15	平成 22 年 8 月 27 日	3,120,000,000 円		
21-外 20-16	平成 22 年 10 月 1 日	1,367,580,900 円		
21-外 20-17	平成 22 年 10 月 7 日	7,000,000,000 円		
21-外 20-18	平成 22 年 10 月 8 日	600,000,000 円		
21-外 20-19	平成 22 年 10 月 26 日	500,000,000 円		
21-外 20-20	平成 22 年 11 月 5 日	340,415,000 円		
21-外 20-21	平成 22 年 11 月 5 日	1,125,675,920 円		
21-外 20-22	平成 22 年 11 月 16 日	500,000,000 円		
21-外 20-23	平成 22 年 11 月 17 日	20,000,000,000 円		
21-外 20-24	平成 22 年 11 月 25 日	600,000,000 円		
21-外 20-25	平成 22 年 12 月 3 日	1,068,281,982 円		
21-外 20-26	平成 22 年 12 月 10 日	600,000,000 円		
21-外 20-27	平成 22 年 12 月 24 日	600,000,000 円		
21-外 20-28	平成 23 年 1 月 7 日	2,076,000,000 円		
21-外 20-29	平成 23 年 1 月 7 日	697,060,000 円		

21-外 20-30	平成 23 年 1 月 17 日	16,000,000,000 円		
21-外 20-31	平成 23 年 1 月 20 日	700,000,000 円		
21-外 20-32	平成 23 年 3 月 4 日	1,993,440,000 円		
21-外 20-33	平成 23 年 4 月 12 日	15,000,000,000 円		
21-外 20-34	平成 23 年 4 月 15 日	535,800,000 円		
21-外 20-35	平成 23 年 4 月 15 日	672,921,132 円		
21-外 20-36	平成 23 年 5 月 6 日	1,438,830,001 円		
実績合計額		171,813,148,073 円	減額総額	0 円

【残額】

828,186,851,927 円

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】

該当なし。

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】

該当なし。

【縦覧に供する場所】

該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第3 第三者割当の場合の特記事項	15
第二部 公開買付けに関する情報	16
第三部 参照情報	16
第1 参照書類	16
1 有価証券報告書及びその添付書類	16
2 四半期報告書又は半期報告書	16
3 臨時報告書	16
4 訂正報告書	16
第2 参照書類の補完情報	16
第3 参照書類を縦覧に供している場所	16
第四部 保証会社等の情報	16
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	17
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	18
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	65

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

「トルコ・リラ」及び「クルシュ」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

トルコ共和国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2021年6月2日満期トルコ・リラ建ディスカウント社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	45,000,000トルコ・リラ	売出価額の総額	21,465,000トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1,000トルコ・リラ
償還期限	2021年6月2日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（注2）		
利 率	年0.50%		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。） 東京都新宿区西新宿6-8-1		
摘 要	<p>(1) 利払日</p> <p>利息は2011年6月2日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、上記利率を付し、2011年12月2日を初回として、満期日（その日を含む。）までの期間、毎年6月2日及び12月2日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、トルコ・リラで後払いする。</p> <p>利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。</p> <p>(2) 信用格付</p> <p>本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）によりAa3の格付が、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）によりAA-の格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。</p> <p>ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融</p>		

	<p>商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(http://www.moodys.co.jp))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.co.jp)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(3) その他</p> <p>その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>
--	--

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2010年8月6日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2011年6月1日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 満期日は、修正翌営業日調整により調整される場合がある。

(注3) 本社債は、発行会社、保証会社、計算代理人(以下「計算代理人」という。)としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行会社としてのパークレイズ・キャピタル(ケイマン)リミテッド、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人(以下において定義する。)、フランクフルト代理人(以下において定義する。))及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の支払代理人(以下において定義する。)といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人(以下において定義する。))及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。)、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。))兼米国における主たるワラント代理人(以下「米国における主たるワラント代理人」という。))兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。))兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ルクセンブルク)エスエー、並びに計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドの間において2010年8月6日付で締結された代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時更新又は補足される代理人契約を含む。))に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。))に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある最終条件書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。))及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。))の所持人(以下「利札所持人」という。))は、マスター代理人契約及び適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件」「社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の

概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2010年8月6日付で発行会社により発行された約款 (Deed of Covenant) の利益を享受する権利を有する。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の47.70% (注1)	申込期間	2011年5月6日から 2011年5月31日まで
申込単位	額面1,000トルコ・リラ 以上 額面1,000トルコ・リラ 単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本 店及び所定の営業所(注2)	受渡期日	2011年6月2日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をトルコ・リラ又は相当する円貨額にて支払う。

(注2) 本社債の申込及び払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人(United States Person)に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。この(注4)において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

- (1) 本社債には、年0.50%の利率で、2011年6月2日(以下「利息開始日」という。)(その日を含む。)から満期日(その日を含まない。)までの期間について、額面に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が(以下に規定されるとおり)発行会社の選択により期限前に償還されない限り、2011年12月2日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの各年6月2日及び12月2日(ロンドン時間)(以下「利払日」という。)に、利息開始日(その日を含む。)又は(場合により)直前の利払日(その日を含む。)から翌利払日(その日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について後払いされる。額面金額当たりの利息額は、利息開始日(その日を含む。)から満期日(その日を含まない。)までの各利息計算期間について、2.50トルコ・リラとする。利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

「営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨーク及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

- (2) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。但し、1クルシユ未満は四捨五入する。
- (3) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に期限前償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、その額面金額でトルコ・リラにより償還される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の期限前償還又は調整

発行会社は、「発行会社課税事由」（本要項第5項に定義される。）及び/又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び/又は「法の変更」（以下に定義される。）及び/又はヘッジ障害（以下に定義される。）及び/又はヘッジ費用の増加（以下に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。

- (a) 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的効果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらさず、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができないような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び/又は発行会社によりなされた判断及び/又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。
- (b) 本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日において「期限前償還額」（以下に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還すること。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズの本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社はその単独かつ絶対的な裁量により判断するものをいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2011年4月27日）以降、(A)適用される法律若しくは規則（税法を含むがこれに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更により、又は(B)正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適用される法律若しくは規則の解釈の公表若しくは変更（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて

(X)発行会社及び/若しくはその関連会社が本社債に関連するヘッジ・ポジションを保有、取得、取引、若しくは処分することが違法となったか、(Y)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)か、又は(Z)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が、約定日時点で本社債及び関連するヘッジ・ポジションに適用される規制上の資本の取扱いに比べて、本社債及び関連するヘッジ・ポジションに関して著しく不利な規制上の資本の取扱いの適用を受けると判断した場合をいう。

「ヘッジ障害」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金(委託売買手数料を除く。)の金額が(本社債の約定日において存在する状況と比較して)著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の当該社債の時価の比例按分額に対して、本社債の期限前償還又は消却にあたり発行会社により(又は発行会社に代わって)負担される(又は負担されることが予想される)すべての費用、損失、経費及びその他の経費(ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。)を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した額面金額をいう。計算代理人は、期限前償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び/若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は(これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、)かかる期限前償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。期限前償還額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、「債務不履行事由」(以下に定義される。)の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

(3) 買入れ及び消却

発行会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債(但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。)を買入れることができる。

前記のとおり発行会社により又は発行会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ(但し、これは義務ではない。)、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに(当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに)消却される。前記のとおり消却のために

提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社及び保証会社の義務は免除される。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）当該社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受取可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また当該社債の決済条件に従うことを条件として行われ、(i) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する円貨での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(ii) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本要項において、「支払日」とは、以下の(a)及び(b)の双方を満たす日をいう。

(a) (i) 社債券（決済済み証券である包括無記名社債券を除く。）が呈示される場所、(ii) ロンドン、東京、ニューヨーク及びイスタンブールにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(b) 以下のいずれかに該当すること。

(i) ユーロ以外の通貨で支払われる金額に関しては、当該通貨を使用している国の主な金融センターにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(ii) ユーロで支払われる金額に関しては、欧州自動即時グロス決済高速振替（TARGET）システムが稼動している日。

本社債又は利札に関する支払期日（疑義を避けるために付言すれば、支払期日は、適用される営業日調整に従った調整を行った上で決定される。）が支払日でない場合、かかる支払は当該場所における翌支払日まで行われず、かかる社債の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

「決済済み証券」とは、関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカस्टディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社又は保証会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行、消却、又は最終現金決済金額及び/又は期限前現金決済金額及び/又は本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、又はそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社又は保証会社（該当する場合）のいずれも、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において(i)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(ii)「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(iii)「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、期限前現金決済金額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なうものであり、且つ当該違反が、本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

7. 時効

発行会社及び/又は保証会社（該当する場合）に対する、本社債及び/又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払又は交付に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われないう限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又はその他の関連当局により取引を認められている場合は）関連証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

上記にかかわらず、本社債に関連する事象の発生後に発行会社による調整又は消却の公告又は通知がなされなかったとしても、それらはかかる調整又は消却の有効性又は効力に影響しない。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び/又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び/又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、発行代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第10項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)適用ある最終条件書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは決済金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かか

る上限及び/若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること、又は(viii)保証契約を変更若しくは解除すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、償還されていない本社債を除いて、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社及び（該当する場合は）保証会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社及び（該当する場合は）保証会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(i)発行・支払代理人1名、(ii)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(iii)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(iv)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(v)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(vi)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(vii)（上記(v)又は(vi)に従って条件が既に満たされている場合を除き）EC理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社若しくは保証会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社、保証会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人（場合に応じて）は、本要項に基づいて行なわれた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて（明白な誤りの場合を除く。）、発行会社、保証会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的で拘束力を有するものとする。

発行会社、保証会社又はいずれの代理人も、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット、ロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社、保証会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット、ロックアウトその他同様の事象又は状況により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

(1) 本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

(2) 本社債、利札及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面1,000トルコ・リラの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第10項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託

若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括無記名式社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されているものをいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び/又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び/又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び/又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、当行が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 本社債に対する利息の支払

(i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理

的に確信できる場合には、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第 936 条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準レートにより、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英国歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」（2005 年所得税（取引その他の収入）法第 4 部第 8 章に定義される。）に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英国歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2011 年 4 月 5 日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令に関する下記の開示も参照されたい。

貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令

貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）（以下「本件指令」という。）に基づき、EU の各加盟国は、その法域内の者から別の加盟国に居住する個人に対して行われた利息若しくはこれに類する所得の支払、又はその法域内の者が別の加盟国に居住する個人のために回収した支払について、その支払の詳細をかかると別の加盟国の税務当局に提供することを要求される。但し移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルグは、（それぞれが別途の選択を行わない限り）この要件に代えて、かかる支払について時の経過に伴い 35% まで増加する率にて税額を差し引く源泉徴収制度を適用する。移行期間は、一定の非 EU 地域がかかる支払に関して情報の交換に同意した後、最初の 12 カ月間の会計年度が終了した時点で終了する予定である。

また、多数の非 EU 加盟国（スイスを含む。）及び特定の加盟国内の独立した地域又は特定の加盟国

に關係する地域が、その法域内の者から加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者に対して行われた支払、又はその法域内の者が加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者のために回収した支払に関して、同様の手法（情報の提供又は移行的な源泉徴収のいずれか）を採用している。さらに、加盟国は、かかる独立した地域又は關係する地域の一部との間で、加盟国内の者からかかる地域の一つに居住する個人に対して行われた支払、又は加盟国内の者がかかる地域の一つに居住する個人のために回収した支払に関して、情報の相互提供又は移行的な源泉徴収に関する取り決めを行った。

本社債の見込み所持人においては、欧州委員会が本件指令を改正する提案を公表済みである点に留意されたい。提案されている改正が実施された場合、とりわけ、本件指令の適用範囲が(i)EU加盟国に居住する個人を最終的な受益者とする一定の中間的組織（加盟国において設立された組織であるか否かを問わない。）を通じて行われた支払及び(ii)利息に類するより広範囲の所得、に拡大される可能性がある。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息及び本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額（以下「償還差益」という。）は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。なお、本社債の譲渡により生ずる所得については、譲渡人が法人である場合は益金となるが、個人である場合には（一定の例外を除き）日本国の租税は課されない。

日本国の非居住者及び外国法人が支払を受ける本社債の利息及び償還差益には、原則として日本国の租税は課されない。なお、日本国の非居住者及び外国法人が本社債を日本国内において譲渡したことにより生ずる所得については、譲渡人が日本国内に恒久的施設を有する外国法人である場合を除いて、原則として日本国の租税は課されない。ただし、かかる外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定され又は免除されることがある。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

外国為替相場変動リスク

本社債の元利金はトルコ・リラで支払われるため、外国為替相場の変動により円で換算した場合の支払額がその影響を受ける。また、これにより、円換算した償還価額又は売却価額が投資元本を割り込むことがある。

金利

本社債については、トルコ・リラによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還前の各本社債の価値はトルコ・リラの金利の変動の影響を受ける。通常の場合のもとでは、本社債のトルコ・リラ建ての価値は、トルコ・リラの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

信用リスク

本社債の利息及び償還金の支払は発行者の義務である。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本社債の利息又は償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

カントリーリスク

トルコ共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やトルコ・リラの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではない。流動性や市場性が乏しい本社債については、償還前の売却が困難であり、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2009年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）
平成22年6月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2010年度中（自平成22年1月1日 至平成22年6月30日）
平成22年9月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【訂正報告書】

有価証券報告書の訂正報告書（上記1に係る訂正報告書）
平成22年8月18日 EDINETにより関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

- 2 当社は一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されております（これらの格付が公表されている場合に限ります。）。
 - (1) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)
格付 Aa3
(格付を付与し、公表している格付機関名 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

 - (2) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)
格付 AA-
(格付を付与し、公表している格付機関名 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス)

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

仮年次決算

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2011年2月15日に仮年次決算を発表した。その内容は以下のとおりである。

別段記載のない限り、損益計算書の分析は2010年12月31日までの12ヶ月間を2009年の対応する12ヶ月間と比較しており、貸借対照表の比較は2009年12月31日現在の対応するポジションに関連している。別段記載のない限り、全ての開示数値は継続事業に関連している。

本書類で使用されているうち、適用される規制当局のガイダンスまたは国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）において定義されていない関連用語は、後掲の用語集に説明がある。

英国上場認可機関の上場規則（LR 9.7A.1）では、未監査の仮年次決算書類について、監査意見の発行前であっても当該書類公表前に上場会社の監査人による同意を得るよう規定している。また上場規則では、年次財務書類に添付される監査報告書に含まれる可能性のある修正の性質に関する詳細を、当該書類に記載するよう規定している。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本仮年次決算書類についてプライスウォーターハウスクーパース・エルエルピーの同意を得ており、2010年12月31日終了事業年度に係る年次財務書類に添付される監査報告書における修正の可能性について取締役会が認識している事項はないことを確認している。

2011年2月14日に取締役会で承認された本書類の情報は、2006年会社法第434条で定義される法定財務書類を構成するものではない。2009年12月31日終了事業年度に係る法定財務書類は、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）に対する様式20-Fによるバークレイズ・ピーエルシー及びバークレイズ・バンク・ピーエルシーの共同年次報告書で要求されている特定の情報を含み、また2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含み、2006年会社法第498条に基づく記載を含んでおらず、2006年会社法第441条に準拠して会社登記所に提出済みである。

これらの業績は、公表後、出来る限り速やかにSECに様式6-Kとして提供される予定である。2010年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、SECへの様式20-Fによるバークレイズ・ピーエルシー及びバークレイズ・バンク・ピーエルシーの共同年次報告書に必要な特定の情報も含んでおり、3月の公表後には、米国、ニューヨーク州10019、ニューヨーク7番街745番地のバークレイズ・バンク・ピーエルシーのコーポレート・コミュニケーション、又は上記のバークレイズの登記上の本社の住所のインベスターズ・リレーションズ担当取締役から入手可能である。SEC提出後には、様式20-Fの写しは、バークレイズのインベスター・リレーションズのウェブサイト（www.barclays.com/investorrelations）及びSECのウェブサイト（www.sec.gov）からも入手可能である。

将来の見通しに関する記述

本報告書類は、当グループの計画並びに将来の財政状態及び業績に関する現在の目標と予想に関して、1934年米国証券取引法第21E条（改正）及び1933年米国証券法第27A条（改正）で定義される特定の将来の見通しに関する記述を含んでいる。将来の見通しに関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績は将来の見通しに関する記述に含まれているものとは大幅に異なる可能性があることについて、バークレイズは読者の注意を促したい。これらの将来の見通しに関する記述は、過去又は現在の事実のみに関連するものではないという事実により識別が可能である。将来の見通しに関する記述は、「可能性がある」、「予定である」、「努める」、「継続する」、「目指す」、「期待する」、「目的とする」、「予想する」、「見積る」、「意図する」、「計画する」、「目標とする」、「確信する」といった表現又はこれらに類似した表現を使用している場合がある。将来の見通しに関する記述の例としては、とりわけ、当グループの将来の財政状態、増収、資産、減損費用、事業戦略、自己資本比率、レバレッジ、配当金の支払、銀行業務及び金融市場の予想成長水準、予想コスト、資本的支出の見積り、将来の事業運営に関する計画と目標に関する記述、並びに過去の事実ではないその他の記述がある。将来の見通しに関する記述には、その性質により、リスクと不確実性が内在しているが、これは将来の見通しに関する記述が、英国内及び全世界の経済及び事業の状況、信用市場の継続的なボラティリティによる影響、金利や為替レートの変動といった市場関連リスク、信用市場に対するエクスポージャーの評価額の変動による影響、債券の評価額の変動、政府及び規制当局の方針及び行動、法律の改正、過去、現在及び将来の期間に適用されるIFRSの基準及び解釈の進展、IFRSの基準の解釈及び適用に関する実務の進化、係争中及び将来の訴訟の結果、将来の買収及びその他戦略的取引の成功、並びに競争の影響（当該要素の多くは当グループの管理範囲外にある）を含む、しかしこれらに限定されない将来の事象や状況に関係し

ているためである。結果として、当グループの実際の将来の業績は、当グループの将来の見通しに関する記述にある計画、目標及び予想とは大幅に異なる可能性がある。

将来の見通しに関する記述は、記述日現在のものである。英国金融サービス機構（以下「FSA」という。）、ロンドン証券取引所又は適用される法律により要求される場合を除き、本書類に含まれている将来の見通しに関する記述に対して、バークレイズの予想の変更あるいは記述のベースとなった事象、状況又は環境の変化を反映するための更新又は修正を公表する義務又は責任については、バークレイズは明確にこれを否認する。しかしながら読者はバークレイズが SEC に提出した又は提出予定の文書において追加的に開示した又は開示する可能性のある事項については参考とすべきである。

2010年度業績ハイライト

当グループの業績（非監査）	2010年12月31日	2009年12月31日	増減率(%)
	終了事業年度 (百万ポンド)	終了事業年度 (百万ポンド)	
保険金控除後の収益合計	31,450	29,094	8
減損費用及びその他の引当金繰入額	(5,672)	(8,071)	(30)
収益純額	25,778	21,023	23
営業費用	(19,967)	(16,712)	19
税引前利益	6,079	4,559	33
当グループ自身の信用度に関連する（利益）／損失	(391)	1,820	nm
買収及び売却に係る利益	(210)	(214)	(2)
債務買戻し及び償還に係る利益	-	(1,249)	nm
調整後税引前利益	5,478	4,916	11
税引後利益	4,563	3,512	30
親会社の株主に帰属する利益	4,172	3,228	29
貸借対照表及びパフォーマンス指標			
コアTier1比率	10.9%	10.1%	nm
リスク調整後資産	3,980億ポンド	3,830億ポンド	4
グループ余剰流動性	1,540億ポンド	1,270億ポンド	21
調整後グロス・レバレッジ	20倍	19倍	nm
グループ貸付金・預り金比率	124%	130%	nm
収益に対する費用の比率	63%	57%	nm
収益純額に対する費用の比率	77%	79%	nm
収益に対する費用の比率（当グループ自身の信用度を除く）	64%	54%	nm
収益純額に対する費用の比率（当グループ自身の信用度を除く）	79%	73%	nm
事業部門別分析 - 税引前利益			
英国リテール・バンキング	989	710	39
バークレイカード	791	727	9
西ヨーロッパ・リテール・バンキング	(139)	280	nm
バークレイズ・アフリカ	188	104	81
アブサ	616	528	17
バークレイズ・キャピタル	4,780	2,464	94
バークレイズ・コーポレート	(631)	157	nm
バークレイズ・ウェルス	163	143	14
インベストメント・マネジメント	67	22	205
本社機能及びその他事業	(745)	(576)	29

2010年度業績ハイライト

「当グループが2010年に達成できたこと、なかでも利益を伸ばし、資本基盤と流動性を強化できたことを喜ばしく思います。

当グループの総合金融モデルが持つ、ビジネス、地域、資金調達手段の多様性によって、取引先、顧客を含む幅広いステークホルダーの方々が、今後も様々な恩恵を享受していくものと確信します。

当グループが重視するのは「業務の執行力」です。すなわち、強固な資本基盤の維持、リターンの向上、選択的な収益の増加、グローバル市民としての資質の証明という、グループが重んじる4分野に注力するということです。」

グループ最高責任者、ボブ・ダイヤモンド

- 当グループの税引前利益は33%増の6,079百万ポンド（2009年度：4,559百万ポンド）
 - － 収益合計は8%増の31,450百万ポンド、収益純額は23%増の25,778百万ポンド
 - － 減損費用は30%減の5,672百万ポンドで、貸倒率は118 ベーシス・ポイント（2009年度：156 ベーシス・ポイント）。パークレイズ・キャピタルの減損が大幅に減少したものの、パークレイズ・コーポレートのスเปนにおける減損の大幅な増加により一部相殺
 - － 営業費用は19%増の19,967百万ポンド。パークレイズ・キャピタル及びパークレイズ・ウェルスの事業基盤拡大のための継続的投資、事業再編費用、のれんの減損、並びに過年度の報酬繰延に関連する費用の増加などを反映
 - － 当グループの2010年度の成功報酬総額は2009年度比7%減の34億ポンド。
 - － 収益純額の伸び率は費用の伸び率を4%上回る。減損費用の減少が主因
- 当グループの主要財務指標：
 - － コア Tier1 比率は10.9%（2009年度：10.1%）、Tier1 比率は13.5%（2009年度：13.0%）
 - － グループ余剰流動性は1,540億ポンド（2009年度：1,270億ポンド）、調整後グロス・レバレッジは20倍（2009年度：19倍）
- 英国における新規融資総額は360億ポンド（2009年度：350億ポンド）、スタンダード・ライフ・バンク買収によりさらに75億ポンドの増加
- 納税額は世界全体で61億ポンド。英国における納税額は、従業員に代わり支払った13億ポンドを含め、28億ポンド
- パークレイズ・キャピタルの税引前利益は4,780百万ポンド（2009年度：2,464百万ポンド）。当グループ自身の信用度の影響を除くと、税引前利益は2%増の4,389百万ポンド（2009年度：4,284百万ポンド）
 - － 収益合計は17%増の13,600百万ポンド（2009年度：11,625百万ポンド）、収益純額は45%増の13,057百万ポンド（2009年度：9,034百万ポンド）
 - － 第4四半期のトップライン収益は第3四半期と比べて20%増の3,380百万ポンド
 - － 収益純額に対する費用の比率（当グループ自身の信用度を除く）は65%（2009年度：61%）
 - － 損益に計上された信用市場に関連する損失は124百万ポンド（2009年度：4,417百万ポンド）に、減損費用及びその他の信用関連引当金繰入額合計は、プロティアムへの貸付金に対する532百万ポンドの減損費用を含め、543百万ポンドに大幅に減少（2009年度：2,591百万ポンド）
- グローバル・リテール・バンキング（GRB）の税引前利益は1,829百万ポンド（2009年度：1,821百万ポンド）
 - － 収益合計は10,507百万ポンド（2009年度：10,374百万ポンド）、収益純額は7,604百万ポンド（2009年度：7,086百万ポンド）
 - － 平均リスク調整後資産利益率は1.7%に上昇（2009年度：1.5%）
- アブサの税引前利益は17%増の616百万ポンド（2009年度：528百万ポンド）
- パークレイズ・コーポレートは631百万ポンドの税引前損失（2009年度：157百万ポンドの利益）
 - － 英国及びアイルランド事業の税引前利益は851百万ポンド（2009年度：732百万ポンド）
 - － 欧州大陸の税引前損失は870百万ポンド（2009年度：142百万ポンド）。スペインにおける企業向け減損が898百万ポンド（2009年度：268百万ポンド）と大幅に増加したことを反映。新市場の税引前損失は612百万ポンド（2009年度：433百万ポンド）
- 英国及びアイルランド事業以外の収益18,633百万ポンドは収益合計の60%（2009年度：55%）を占める

グループ最高責任者によるレビュー

概要

パークレイズ・グループは2010年度に税引前利益を総額ベース、基調ベースともに大幅に伸ばしました。これは、当グループの主力市場において引き続き見られる厳しい経済情勢、歴史的な低金利、多くの市場セグメントにおける低調な取引高、規制を巡る著しい不透明感といった要因が取り巻く中で、達成したものです。このような環境下において、当グループの従業員が一丸となって利益成長を勝ち得たことを誇らしく思います。

2010年度の業績

1年前に、前任者であるジョン・ヴァーリー氏は、当グループがそれまでの金融危機・経済危機を乗り越えるうえで指針としてきた3つの優先事項、すなわち、「お客様との緊密な関係の維持」、「リスク管理」、「戦略推進力の維持」を引き続き重視する方針を発表しました。当グループは2010年度を通じ、これらに注力してまいりました。そこで以下のとおり、これらの優先事項に沿って2010年度を振り返りたいと思います。

お客様との緊密な関係の維持：当グループのお客様の多くが2010年度を通じ、常に厳しい問題に直面されました。私どもの任務はまさに、ニーズがある限りお客様のお手伝いをすることでした。当グループの2010年度の収益合計が8%増となり、過去最高の業績を再び達成したことは、お客様と私どもの良好な関係を十分示唆するものであると認識しております。各事業部門の成果については、各市場の動向あるいは当グループが意図的に行ったりバランスの影響により、予想以上に個々の差が見られました。なかでも、英国リテール・バンキング、パークレイズ・アフリカ及びアブサ、パークレイカードの米国以外のポートフォリオ、パークレイズ・コーポレートの主力部門である英国事業、そしてパークレイズ・ウェルスの収益パフォーマンスは特に喜ばしいものでした。パークレイズ・キャピタルでは、絶対収益の額そのものは目標水準にまだ届いていませんが、株式部門とインベストメント・バンキング部門の伸びが下期に大きく加速し、第4四半期に同業他社の大半をアウトパフォームするに至ったことを喜ばしく思っております。

融資は、経済成長とお客様を支えるパークレイズの根幹業務の1つです。英国では、政界やメディアが銀行の貸出動向に引き続き注目しています。当グループの2010年度の英国の個人及び企業向けの新規融資総額は360億ポンドとなりました。また、年初のスタンダード・ライフ・バンク買収により、英国の融資残高は75億ポンド増えました。以上のとおり、私どもは融資に積極的な姿勢で臨んでいます。

リスクの管理：主要リスク関連指標の結果が、当グループの1年間の成果を如実に示していると考えられます。

- 調整後グロス・レバレッジを維持する一方、2010年度末の自己資本比率と流動性残高は年初よりさらに上昇いたしました。
- バランスシートの伸び、特にリスク調整後資産ベースの伸びは小幅にとどまりました。
- 減損が著しく減少しました。2010年度の貸倒率は当グループの過去20年間の長期平均に比べるとなお高いものの、2009年度から大幅に低下しました。

戦略の推進力を維持：当グループは、ジョン・ヴァーリー氏の指揮下で2010年度に推進した戦略的優先課題を、2011年度も引き継ぎ推進する方針です。私どものユニバーサル・バンキング・モデルがお客様にご提供する価値を確実とすることに、引き続き注力してまいります。そのためには、事業地域、事業ライン、顧客の層、資金調達源の多様化を進めること重要な要素の1つである点に変わりはありません。

報酬

当グループが2010年度の報酬に関して下した決定は外部環境に配慮したものです。この社会的責任と、全てのステークホルダーのご期待に応えるために、優秀な人材を確保し続ける必要性とのバランスを取るよう努めました。また、当グループの決定は、大幅改正により成功報酬規定が盛り込まれた金融規制、特に改定されたFSAの報酬規約を完全に順守し、かつ、「Project Merlin」の下で当グループが掲げたコミットメントに沿うものです。この結果、繰延された報酬の額がさらに増加し、また、繰延に占める株式の比率が高まりました。大半の上級社員に適用される繰延報酬スキームとして、将来の支払いを当グループのその時点でのコア資本比率に連動させるという画期的な仕組みを導入しました。グループの税引前利益が32%伸びた中で、成功報酬（過年度の繰延に係る費用は除くが、翌年度以降に権利が確定する当事業年度の成功報酬を含む）は総額で2009年度に比べて7%減少しました。

1 同業他社: パンク・オブ・アメリカ、BBVA、BNPパリバ、クレディ・スイス、ドイチェ・バンク、HSBC、JPモルガン、モルガン・スタンレー、サンタンデール、ソシエテ・ジェネラル及びウニクレディト

グループ最高責任者によるレビュー

2011年に実行すべき優先事項

私は CEO を引き継ぐことを発表した際、パークレイズ・グループがこれまでに追求してきた戦略を大きく変更するつもりはないことを明確にいたしました。私は戦略実行のペースとその強度を引き上げることに、現在も、そして今後も専心してまいります。経済環境と規制環境の不透明度は依然として高いままですが、それに惑わされてはいられません。私たちは以下の 4 分野で市場に対して明確なコミットメントを行い、それを実行していかねばならないのです。

1. **資本** - 私たちは新バーゼル規制導入がもたらすパークレイズ・グループの資本比率への影響に伴う不透明感を払拭しなければなりません。2010 年度に達成したことをベースに、組織的に大幅なエクイティを創出する私たちの業務能力を引き続き発揮していけばその目標に近づけることでしょう。2011 年度内に解決されるべき重要な規制面の諸問題、とりわけ、いわゆる「G-SIFI」（グローバルなレベルで金融システム上重要な金融機関。私たちはパークレイズがそのような金融機関の一つに該当するとみています）に関する金融安定理事会の議論の結果や英国国内では独立銀行委員会の勧告などがありますが、パークレイズはこれらの影響に対処できると考えます。しかし、私たちは、資本水準、レバレッジ、バランスシートの拡大と活用、そして不良資産処理に厳しく、積極的に注意を集中し続けなければならないことを認識しています。
2. **利益率** - 新たな市場環境により、直近の金融危機前よりも低いリターンを余儀なくされますが、私はこの極めて重要な指標（利益率）で見た勝者と敗者のパフォーマンスの違いは非常に大きなものになると考えています。私たちの優先事項は、勝者の地位を確保することにあります。現在の利益率の水準は中期的には当グループの株主の皆様へ受け入れられないであろうことも認識しています。

私たちは事業計画の最終年度中に少なくとも株主資本利益率 13%、有形株主資本利益率 15%を達成してはなりません。また、クレジット危機による最悪の影響が和らぎ、当グループが業務を行っている主要国がプラス成長までに回復するにつれ、株式資本コストは 2010 年度の 12.5%及び 2011 年の目標に掲げた 11.5%を下回り、10%に向かって低下していくと予想しています。

このような水準の利益率を達成できるよう、当グループではポートフォリオの規律ある厳密かつ継続的な見直しを推進しています。すでに中期的に運営経費を大幅に減少させる業務モデルの戦略的見直しを実施しており、当グループでは利益率目標を達成するために必要な事業及び資産ポートフォリオ構成の調整を引き続き行ってまいります。

3. **トップライン収益の向上** - 利益率の改善に関心を集中しながらも、トップライン収益からも目を離すことはできません。そのため、正当な利益率が見られる事業分野においては収益成長を達成するために選択的な投資を行ってまいります。当グループにはそれを示す例がいくつかあります。例えば、パークレイズ・ウェルス（ガンマ計画という戦略的投資プログラムは実施終了まであと 1 年という段階です）、商業用決済サービスを提供するパークレイカードのグローバル・ビジネス・ソリューションズ業務、パークレイズ・キャピタルの株式及びインベストメント・バンキング業務増強後にいかに収益化するか、アジア及びアフリカにおけるビジネス機会への資本投下などです。これら成長のための継続的投資は、パークレイズ・キャピタルやパークレイズ・グローバル・インベスターズの過去 10 年間の発展と同様に、大部分が自律成長によるものになると見ています。
4. **よき企業市民として** - 一般的に、私たち銀行は経済成長と雇用創出の促進にさらに寄与する必要があるのはもちろんですが、この点に関し銀行がすでに果たしている大きな役割について一般の方々によりよく理解していただくことも必要であると認識しています。私はパークレイズの企業文化を誇りに思っています。従業員の多くが業務を展開している地域で支援が必要な人たちのために無私無欲で努力していますが、他にも、私たちがもつ専門知識は社会問題解決に一役買っています。こうした分野での一層の努力を目指すにあたり、グループ外の方々に私たちの活動規模についてより広くご理解していただきたく願っています。今年後半にはこのテーマについてより多くご報告したいと思っております。

結論

世界中で 147,500 人もの従業員が日々の業務の中でパークレイズの力を最大限に発揮させることに専心しています。過去 3 年間、彼らは確実にそれを実現してまいりました。今後パークレイズにはさらに多くの課題が待ち構えていることと思っておりますが、これら課題ひとつひとつの解決に向けて、従業員一丸となり取り組んでまいり所存です。向こう数年間にわたって当グループの全てのステークホルダー、そしてお客様のご期待に沿うべく尽力する上で、パークレイズの従業員、そしてこの素晴らしい組織の先頭に立つことを心より光栄に思っています。

グループ最高責任者、ボブ・ダイヤモンド

グループ財務担当取締役のレビュー

グループ業績

2010年度のパークレイズ・グループの税引前利益は6,079百万ポンドと33%増加した（2009年度：4,559百万ポンド）。当グループ自身の信用度に関連する変動、債務買戻しに係る利益、買収及び売却に係る利益を除くと、税引前利益は5,478百万ポンドと11%増加した（2009年度：4,916百万ポンド）。

収益合計は31,450百万ポンドと8%増加した（2009年度：29,094百万ポンド）。パークレイズ・キャピタルの収益合計は13,600百万ポンドと17%増加した（2009年度：11,625百万ポンド）。これは信用市場に対するエクスポージャーに関して損益を通じて計上された損失が124百万ポンドに大幅に減少したこと（2009年度：4,417百万ポンド）、及び当グループ自身の信用度に関連して391百万ポンドの利益（2009年度：1,820百万ポンドの損失）を計上したことを反映している。これらの項目を除いたパークレイズ・キャピタルのトップライン収益は13,333百万ポンドと、例外的な高水準を記録した2009年度に比べて25%減少した。全般的な取引水準は当事業年度末にかけて改善し、2010年度第4四半期のトップライン収益は3,380百万ポンドと第3四半期に比べて20%増加した。グローバル・リテール・バンキング部門では、英国リテール・バンキング及びパークレイズ・アフリカの収益が好調に増加した一方、パークレイカードは横ばい、西ヨーロッパ・リテール・バンキングは減少となり、収益が10,507百万ポンドと1%増加した。アプサの収益は14%増加した。パークレイズ・コーポレートの収益は7%減少し、パークレイズ・ウェルスの収益は18%増加した。

減損費用及びその他信用関連引当金繰入額は5,672百万ポンドと30%減少した（2009年度：8,071百万ポンド）。これは、パークレイズ・コーポレート欧州大陸事業部門において、スペインにおける貸付金の減損が630百万ポンド増加したことを反映している。その他の事業ではいずれも減損費用の改善が報告された。2010年12月31日現在の当グループの貸付金に対する減損費用全体の比率は、2009年度の156ベース・ポイントから118ベース・ポイントへと改善した。

この結果、減損費用計上後の当グループの収益純額は25,778百万ポンドと23%増加した（2009年度：21,023百万ポンド）。

収益純額が23%増加したのに対し、営業費用は19,967百万ポンドと3,255百万ポンド（19%）増加した。パークレイズ・キャピタルの営業費用は1,703百万ポンド増加したが、これは主に営業、オリジネーション、トレーディング、リサーチ業務全般への投資、テクノロジー及びインフラ投資、並びに過年度の繰延に関連する費用の増加を反映している。当グループ全体の事業再編費用は330百万ポンドとなった（2009年度：87百万ポンド）。これは特にパークレイズ・コーポレート（119百万ポンド）及びパークレイズ・キャピタル（90百万ポンド）において、将来的な費用及び事業の効率向上に焦点を当てたことに起因している。パークレイズ・コーポレート新市場事業部門はのれん243百万ポンドを償却したが、これはパークレイズ・バンクのロシア事業に再び焦点を当てることに伴う帳簿価額の減損を反映している。この結果、当グループの収益に対する費用の比率は63%に上昇した（2009年度：57%）。収益純額に対する費用の比率は、減損費用が2009年度に比べて減少したことを反映し、79%から77%に改善した。

人件費は119億ポンドと20%増加し（2009年度：99億ポンド）、そのうち報酬費用が35億ポンドを占めた（2009年度：28億ポンド）。この合計のうち過年度の繰延に関連する2010年度の費用は、2009年度に比べて7億ポンド増加した。当グループの2010年度の業績報奨金（過年度の繰延を除くが、翌年度以降に権利が確定する当事業年度の報奨金を含む）は34億ポンドと2009年度に比べて7%減少した。パークレイズ・キャピタルでは従業員数が7%増加したにもかかわらず、2010年の業績報奨金が26億ポンドと12%減少した。

事業部門別業績

グローバル・リテール・バンキング（GRB）の業績は、厳しい環境にもかかわらずモメンタムが拡大していることを示した。GRBの税引前利益は1,829百万ポンドとなった（2009年度：1,821百万ポンド）。英国リテール・バンキング及びパークレイズ・アフリカは大幅に利益が増加し、パークレイカードも堅調だったが、西ヨーロッパ・リテール・バンキングは損失を計上した。GRB全体の収益は10,507百万ポンドと1%増加した（2009年度：10,374百万ポンド）。これは事業の拡大、パークレイカード及びパークレイズ・アフリカの預貸利ざやの上昇、英国リテール・バンキングの利ざやの安定、西ヨーロッパ・リテール・バンキングの利ざやの低下を反映している。回収の改善及び経済状況の回復によりリスク選好度が引き続き向上し、減損費用が減少した結果、リスク調整後の預貸利ざやは上昇した。営業費用は10%増加して6,020百万ポンドとなったが（2009年度：5,490百万ポンド）、これは主に年金費用の増加、買収の影響及び規制関連費用の増加に起因する。GRB全体の平均リスク調整後資産に対する利益率は1.7%（2009年度：1.5%）、GRBの預貸率は140%に（2009年度：144%）に改善した。GRBの各事業の業績は以下のとおりである：

グループ財務担当取締役のレビュー

- **英国リテール・バンキング (UKRB)** の税引前利益は 39%増の 989 百万ポンドとなった (2009 年度: 710 百万ポンド)。これにはスタンダード・ライフ・バンクの買収に係る利益 100 百万ポンドが含まれており、また収益の増加及び減損費用の減少が営業費用の増加を上回った。収益は 4,518 百万ポンドと 6%増加した (2009 年度: 4,276 百万ポンド)。減損費用は、適切なリスク管理及び経済状況の改善を反映し、21%減の 819 百万ポンドとなった (2009 年度: 1,031 百万ポンド)。この結果、収益純額は 3,699 百万ポンドと 14%増加した (2009 年度: 3,245 百万ポンド)。営業費用は 11%増の 2,809 百万ポンドとなったが (2009 年度: 2,538 百万ポンド)、これは年金費用の増加、スタンダード・ライフ・バンク買収の影響及び規制関連費用の増加を反映している。これらの項目を除くと、営業費用は前年度とほぼ横ばいであった。
- **パークレイカード**の税引前利益は、減損費用の減少を主因に 9%増の 791 百万ポンドとなった (2009 年度: 727 百万ポンド)。事業の拡大が規制の影響を相殺し、収益は 4,024 百万ポンドとなった (2009 年度: 4,041 百万ポンド)。リスク管理の強化及び経済状況の改善により、減損費用は 6%減の 1,688 百万ポンドとなった (2009 年度: 1,798 百万ポンド)。パークレイカード事業の全主要市場において不履行状況が改善した。営業費用は 3%増の 1,570 百万ポンドとなった (2009 年度: 1,527 百万ポンド)。
- **西ヨーロッパ・リテール・バンキング**の税引前損益は 139 百万ポンドの損失となった (2009 年度: 280 百万ポンドの利益)。この悪化は、経済情勢の厳しき及びフランチャイズに対する継続的な投資、並びに 2009 年度に 157 百万ポンドの売却益を認識したことの影響に起因した。収益は 12%減の 1,164 百万ポンドとなったが (2009 年度: 1,318 百万ポンド)、これは主に、利ざやの低下及び対ポンドでのユーロの平均価値の下落の影響に起因し、手数料収入の増加及びクレジットカード事業における伸びにより一部相殺された。減損費用は 7%減の 314 百万ポンドとなった (2009 年度: 338 百万ポンド)。営業費用は 1,033 百万ポンドと 16%増加したが (2009 年度: 887 百万ポンド)、これは主にポルトガルとイタリアでのフランチャイズの開拓、特にクレジットカード事業拡大のための継続的投資に起因する。
- **パークレイズ・アフリカ**の税引前利益は 81%増の 188 百万ポンドとなった (2009 年度: 104 百万ポンド)。2010 年度にはスタンダード・チャータード・バンクへのカストディ事業の売却による一回限りの利益 77 百万ポンドが含まれるが、事業再編費用 40 百万ポンドにより一部相殺された。なお、2009 年度にはパークレイズ・バンク・オブ・ボツワナ・リミテッドの株式売却による一回限りの利益 24 百万ポンドが含まれていた。預貸利ざや及び資金管理収益の改善の結果、収益は 8%増の 801 百万ポンドとなった (2009 年度: 739 百万ポンド)。経済情勢の回復及び回収状況の改善の結果、減損費用は 32%減の 82 百万ポンドとなった (2009 年度: 121 百万ポンド)。営業費用は 608 百万ポンドと 13%増加したが (2009 年度: 538 百万ポンド)、これは事業再編費用 40 百万ポンド、インフラ投資及び人件費の増加を反映している。

アブサ・グループ・リミテッドが発表した税引前利益は 20%増の 11,851 百万ランドとなった (2009 年度: 9,842 百万ランド)。パークレイズの事業部門別報告では、アブサのクレジットカード事業の業績はパークレイカードに、インベストメント・バンキング事業はパークレイズ・キャピタルに、富裕層事業はパークレイズ・ウェルスに含まれている。アブサ・グループ・リミテッドのそれ以外の事業はアブサ部門に計上される。

アブサの税引前利益は、対ポンドでのランドの平均価値の上昇により、17%増の 616 百万ポンドとなった (2009 年度: 528 百万ポンド)。同様に、為替変動の影響により収益は 14%、営業費用は 25%それぞれ増加し、減損費用は 15%減少した。ランド建の減損費用は経済状況の改善を反映して 26%減少した。

パークレイズ・キャピタルの税引前利益は 4,780 百万ポンドに増加した (2009 年度: 2,464 百万ポンド)。当グループ自身の信用度を除くと、税引前利益は 4,389 百万ポンドと 2%増加した (2009 年度: 4,284 百万ポンド)。収益合計は 17%増の 13,600 百万ポンドとなった (2009 年度: 11,625 百万ポンド)。これは信用市場に対するエクスポージャーに関連して損益を通じて計上された損失が 124 百万ポンドに大幅に減少したこと (2009 年度: 4,417 百万ポンド)、及び当グループ自身の信用度に関連する 391 百万ポンドの利益 (2009 年度: 1,820 百万ポンドの損失) を反映している。これらの項目を除くと、トップライン収益は 13,333 百万ポンドと、際立って業績が好調だった前年度に比べ 25%の減少となった。債券、為替及びコモディティ (以下「FICC」という。) 事業のトップライン収益は、金利及びコモディティからの収益の寄与の低下を反映し、8,811 百万ポンドと 35%減少した。株式及びプライム・サービス事業のトップライン収益は、現物株式及びエクイティ・ファイナンスの伸びを、欧州株式デリバティブの市場取引の減少の影響が上回り、6%減の 2,040 百万ポンドとなった。インベストメント・バンキング事業のトップライン収益は 3%増の 2,243 百万ポンドとなった。

2010 年度第 4 四半期のトップライン収益は 3,380 百万ポンドと第 3 四半期に比べ 20%増加した。これは取引の増加に加え、株式及びプライム・サービス事業の 74%増、並びにインベストメント・バンキング事業の 45%増の寄与分を反映している。FICC 事業のトップライン収益は第 3 四半期とほぼ横ばいであった。

グループ財務担当取締役のレビュー

プロティアムへの貸付金の予想実現期間の再評価に伴う減損 532 百万ポンドを含め、減損費用は 543 百万ポンドと大幅に改善した（2009 年度：2,591 百万ポンド）。この結果、収益純額は 45%増の 13,057 百万ポンドとなった。営業費用は 26%増加したが、これは主に当グループの営業、オリジネーション、トレーディング、リサーチ業務への継続的投資、過年度の繰延に関する費用の増加、及び事業再編費用を反映している。当グループ自身の信用度の影響を除くと、収益純額に対する費用の比率は 65%（2009 年度：61%）、収益に対する人件費の比率は 43%（2009 年度：33%）であった。

パークレイズ・コーポレートの税引前損益は 631 百万ポンドの損失となった（2009 年度：157 百万ポンドの利益）。収益性の高い英国・アイルランド事業における業績改善を、新市場及び欧州大陸事業、特にスペインの損失増が上回った。収益合計は資金管理収益の減少及び英国以外でのリスク選好度の低下を反映し、7%減の 2,974 百万ポンドとなった（2009 年度：3,181 百万ポンド）。減損費用は 138 百万ポンド増加して 1,696 百万ポンドとなった。これは不動産市況及び建設業界の低迷によりスペインの減損費用が 630 百万ポンド増の 898 百万ポンドとなり、英国・アイルランド及び新市場での大幅な改善を上回ったことに起因する。営業費用は 1,907 百万ポンドに増加したが、これは主にパークレイズ・バンク・ロシアに関連したのれんの評価減 243 百万ポンド及びこれに伴う事業再編費用 25 百万ポンド、並びに先般発表済みの新市場事業のその他地域での事業再編費用 94 百万ポンド（大半がインドネシア関連）を反映している。

パークレイズ・ウェルスの税引前利益は 14%増の 163 百万ポンドとなった（2009 年度：143 百万ポンド）。収益の大幅な伸びは、事業拡大のための戦略的投資コストにより一部相殺された。富裕層事業の堅調な伸びと内部資金ブラッシング・メカニズムの変更に伴う利息収入純額の増加を主因に、収益は 18%増の 1,560 百万ポンドとなった。減損費用は 48 百万ポンドに若干減少した（2009 年度：51 百万ポンド）。営業費用は 19%増の 1,349 百万ポンドとなったが（2009 年度：1,129 百万ポンド）、これは主に、112 百万ポンドの追加費用に上るパークレイズ・ウェルスの戦略的投資計画の開始、並びに富裕層事業の収益拡大に伴う人件費及び事業再編費用への影響に起因している。

インベストメント・マネジメントの税引前利益は、主に 19.9%の株式を保有するブラックロック社からの受取配当金を反映し、67 百万ポンドとなった（2009 年度：22 百万ポンド）。資産合計は 46 億ポンドに減少したが（2009 年度：54 億ポンド）、これはブラックロック社の保有株式 37.567 百万株の公正価値を反映している。

本社機能及びその他事業の税引前損失は 169 百万ポンド増加して 745 百万ポンドとなった（2009 年度：576 百万ポンドの損失）。2009 年度の業績は債務の買戻しに係る純利益 1,146 百万ポンドを反映していたが、2010 年度の損益は、金融市場の混乱緩和に伴う集中管理による資金調達コストの大幅な減少及び為替換算剰余金からの利益の損益計算書への組換えというプラスの要因があった。

貸借対照表及び資本管理

株主資本

46 億ポンドの税引後利益及びパークレイズ・ピーエルシーが投資した 12 億ポンドの資本により、2010 年度における株主資本（非支配持分を含む）は 6%増の 626 億ポンドとなった。正味有形資産価額は 8%増の 539 億ポンドとなった（2009 年度：499 億ポンド）。

貸借対照表

2010 年度の資産合計は 1,110 億ポンド増加して 14,900 億ポンドとなった。最も大きく増加したのは現金及び中央銀行預け金、トレーディング・ポートフォリオ資産及びリバース・レポ貸付であった。貸付金は 40 億ポンド増加し、デリバティブ資産及び負債残高は小幅増となった。調整後有形資産合計の適格 Tier 1 自己資本合計に対する倍数である調整後グロス・レバレッジは、2010 年 12 月 31 日現在、20 倍となった（2009 年度：19 倍）。

資本管理

2010 年 12 月 31 日現在のバーゼルⅡ基準による当グループのコア Tier 1 自己資本比率は 10.9%（2009 年度：10.1%）、Tier 1 自己資本比率は 13.5%（2009 年度：13.0%）となり、予想される規制対象自己資本の変更に対し、当グループの自己資本比率が向上したことを表している。

リスク調整後資産は、3,830 億ポンドから 2010 年度に 4%増加し、3,980 億ポンドになった。資本管理の効率化、並びにリスク及び在庫水準の減少の結果、リスク調整後原資産はパークレイズ・キャピタルを中心に前年度より 220 億ポンド減少した。これは手法及びモデルの変更に伴いリスク調整後資産が約 280 億ポンド増加したことにより相殺された。為替その他の変動による増加は 90 億ポンドであった。

グループ財務担当取締役のレビュー

バーゼル銀行監督委員会は、2010年12月及び2011年1月にバーゼルⅢの最終ガイドラインを公表した。新基準には当グループ資産に適用されるリスク・ウェイト及び資本要素の定義の変更が含まれており、2013年1月1日から適用される（一部は2018年までの移行措置がある）。バーゼルⅢガイドラインはまだヨーロッパ及び英国の法律に導入されていないため、今後微調整や変更が入る可能性も残っている。新規制が未完成であるという状況の中、同ガイドラインに対して現時点での独自の評価を行った結果、当グループではバーゼルⅢが実施された後も引き続き強固な資本基盤を有すると予想している。

流動性及び資金調達

2010年12月31日現在のグループ流動性残高は270億ポンド増加して1,540億ポンドで（2009年度：1,270億ポンド）、うち1,400億ポンドはFSA適格資産残高であった。

バーゼルⅢガイドラインは2種類の新たな流動性指標を提案している。短期流動性を計測し、FSAの規制枠組みとほぼ整合性を有する「流動性カバレッジ比率」と、長期的な構造的資金調達の安定性を計測する「安定調達比率」である。当グループの2010年12月31日現在の貸借対照表にこの2つの指標を適用し、流動性カバレッジ比率は80%、安定調達比率は94%と見積もられた。

当グループは引き続き無担保金融市場で預金を引き付けるとともに、各種市場において担保付及び無担保のターム物資金を調達している。2009年12月31日現在、当グループの2010年度中に満期を迎える公募債発行残高は150億ポンドであった。2011年度中に満期を迎える公募債発行残高は250億ポンドである。当グループが2010年度中に約350億ポンドの公募債を発行し、2010年度中の満期償還と繰上償還の両方の必要額を借り換えるとともに、2011、2012両年度の満期償還に備えて早期の資金調達を実施した。2011年度に実施する追加的資金調達により、バランスシートの拡大、債務年限の一段の長期化、流動性ポジションの強化を裏付ける予定である。

見通し

2011年度は取引高増加により好調なスタートを切った。2011年1月の当グループの収益及び税引前利益はともに2010年度の平均月間数値を上回った。

当グループではコスト増加率を収益の伸び率以下に抑制することを目的に、基礎的なコスト・ベースを低下させる計画に着手する。減損についてはグループ全体で良好なトレンドが続いており、2010年度の改善ペースこそ下回るものの、2011年度も減損に関する改善が続くと慎重ながら楽観視している。

当グループの貸借対照表は2011年度には市場リスクに係る新たな規制の実施の影響を受けると予想される。現時点での予想では、この要因によりリスク調整後資産合計が約500億ポンド増加し、当グループの資本比率にも相応の影響が及ぶことになる。当グループでは引き続きバランスシートの拡大を慎重に管理するとともに、英国内で実行を約束している貸出能力を確保していく予定である。また、規制当局が求める可能性がある最終的な資本、流動性その他のプルーデンシャル規制の明確化を待って、慎重ながらも漸進的な配当政策を維持していく予定である。

グループ財務担当取締役、 クリス・ルーカス

要約連結財務書類

要約連結損益計算書

継続事業		2010年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2009年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
	注 ¹		
利息収入純額	1	12,518	11,669
手数料収入純額	2	8,871	8,418
トレーディング収益純額	3	8,080	6,994
投資収益純額		1,490	283
保険契約に基づく保険料収入額		1,137	1,172
負債の買い戻し及び償却に係る利益		-	1,249
その他の収益		118	140
収益合計		32,214	29,925
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(764)	(831)
保険金控除後の収益合計		31,450	29,094
減損費用及びその他の信用関連引当金繰入額		(5,672)	(8,071)
収益純額		25,778	21,023
人件費		(11,916)	(9,948)
一般管理費		(6,581)	(5,557)
有形固定資産減価償却費		(790)	(759)
無形資産償却費		(437)	(447)
のれんの減損		(243)	(1)
営業費用	4	(19,967)	(16,712)
関連会社及び合弁事業の税引後損益に対する持分		58	34
子会社、関連会社及び合弁企業の売却益		81	188
買収に係る利益		129	26
継続事業による税引前利益		6,079	4,559
継続事業に対する税金	5	(1,516)	(1,047)
継続事業による税引後利益		4,563	3,512
売却益を含む非継続事業による税引後利益		-	6,777
税引後利益		4,563	10,289
以下の事業による親会社の株主に帰属する利益：			
継続事業		4,172	3,228
売却益を含む非継続事業		-	6,765
合計		4,172	9,993
非支配持分に帰属する利益	7	391	296

1 注記は後掲されている。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書

	2010年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2009年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
税引後利益	4,563	10,289
その他の包括利益		
継続事業		
為替換算差額	1,177	(855)
売却可能金融資産	(1,255)	1,143
キャッシュフロー・ヘッジ	(44)	100
その他	59	217
継続事業からの当期その他の包括利益 (税引後)	(63)	605
非継続事業からの当期その他の包括利益 (税引後)	-	(58)
当期包括利益合計	4,500	10,836
以下に帰属するもの：		
親会社の株主	3,609	10,286
非支配持分	891	550
当期包括利益合計	4,500	10,836

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表

資産	注 ¹	2010年12月31日	2009年12月31日
		現在 (百万ポンド)	現在 (百万ポンド)
現金及び中央銀行預け金		97,630	81,483
他銀行から取立中の項目		1,384	1,593
トレーディング・ポートフォリオ資産		168,930	151,395
公正価値で測定すると指定された金融資産	9	41,485	42,568
デリバティブ	8	420,319	416,815
銀行に対する貸付金		37,799	41,135
顧客に対する貸付金		427,942	420,224
リバース・レボ取引及びその他同様の担保付貸付		205,772	143,431
売却可能金融投資		65,440	56,651
未収還付税及び繰延税金資産	5	2,713	2,652
前払金、未収収益及びその他資産		5,269	6,358
関連会社及び合併会社への出資		518	422
のれん及び無形資産		8,697	8,795
有形固定資産		6,140	5,626
資産合計		1,490,038	1,379,148
負債			
銀行預り金		77,975	76,446
他銀行への未決済項目		1,321	1,466
顧客預り金		345,802	322,455
レボ取引及びその他同様の担保付借入		225,534	198,781
トレーディング・ポートフォリオ負債		72,693	51,252
公正価値で測定すると指定された金融負債	9	97,729	87,881
デリバティブ	8	405,516	403,416
発行債券		156,623	135,902
未払費用、繰延収益及びその他負債		13,233	14,241
未払税金及び繰延税金負債	5	1,160	1,434
劣後負債		28,499	25,816
引当金		947	590
退職給付債務		365	769
負債合計		1,427,397	1,320,449
株主資本			
非支配持分を除く株主持分		59,174	55,925
非支配持分	7	3,467	2,774
株主資本合計		62,641	58,699
負債及び株主資本合計		1,490,038	1,379,148

1 注記は後掲されている。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表

2010年12月31日終了事業年度	発行済株主資本及び株式払込		その他の利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 (百万ポンド)	株主資本合計 (百万ポンド)
	込剰余金 ¹ (百万ポンド)	剰余金 (百万ポンド)				
2010年1月1日現在残高	14,494	4,342	37,089	55,925	2,774	58,699
税引後利益	-	-	4,172	4,172	391	4,563
その他の包括利益（税引後）：						
為替換算変動額	-	742	-	742	435	1,177
売却可能投資	-	(1,264)	-	(1,264)	9	(1,255)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(100)	-	(100)	56	(44)
その他	-	45	14	59	-	59
当期包括利益合計	-	(577)	4,186	3,609	891	4,500
持分決済型株式制度	-	-	830	830	-	830
株式報酬制度に基づき権利確定したパークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(718)	(718)	-	(718)
パークレイズ・ピーエルシーからの資金注入	-	-	1,214	1,214	-	1,214
配当金支払額	-	-	(235)	(235)	(158)	(393)
優先株式及びその他の株主持分に係る配当金	-	-	(645)	(645)	-	(645)
買収、売却及び株式発行により発生した非支配持分の純減少	-	(487)	-	(487)	-	(487)
その他の剰余金の変動	-	(48)	(271)	(319)	(40)	(359)
2010年12月31日現在残高	14,494	3,230	41,450	59,174	3,467	62,641
2009年12月31日終了事業年度						
2009年1月1日現在残高	14,458	4,287	22,457	41,202	2,372	43,574
税引後利益	-	-	9,993	9,993	296	10,289
継続事業からのその他の包括利益（税引後）：						
為替換算変動額	-	(1,140)	-	(1,140)	285	(855)
売却可能投資	-	1,155	-	1,155	(12)	1,143
キャッシュフロー・ヘッジ	-	119	-	119	(19)	100
その他	-	47	170	217	-	217
非継続事業からのその他の包括利益（税引後）	-	(75)	17	(58)	-	(58)
当期包括利益合計	-	106	10,180	10,286	550	10,836
新規普通株式発行	25	-	-	25	-	25
持分決済型株式制度	-	-	298	298	-	298
株式報酬制度に基づき権利確定したパークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(80)	(80)	-	(80)
パークレイズ・ピーエルシーからの資金注入	-	-	4,850	4,850	-	4,850
配当金支払額	-	-	(103)	(103)	(132)	(235)
優先株式及びその他の株主持分に係る配当金	-	-	(599)	(599)	-	(599)
買収、売却及び株式発行により発生した非支配持分の純増加／減少	-	-	-	-	(82)	(82)
その他の剰余金の変動	11	(51)	86	46	66	112
2009年12月31日現在残高	14,494	4,342	37,089	55,925	2,774	58,699

¹ 株主資本の詳細は注記10に記載されている。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書

継続事業	2010 年12 月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2009 年12 月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
税引前利益	6,079	4,559
非現金項目の調整	(11)	13,092
営業資産及び負債の変動	13,084	24,946
法人税支払額	(1,430)	(1,176)
営業活動からのキャッシュ純額	17,722	41,421
投資活動からのキャッシュ純額	(5,627)	12,260
財務活動からのキャッシュ純額	1,123	(610)
非継続事業からのキャッシュ純額	-	(376)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	3,842	(2,864)
現金及び現金同等物の純増加	17,060	49,831
現金及び現金同等物の期首残高	114,340	64,509
現金及び現金同等物の期末残高	131,400	114,340

リスク管理

概要

パークレイズは、明確なリスク管理目的、それらの目的を達成するために確立した戦略、及びリスク管理の強力なフレームワークを有している。リスクの識別、評価、管理及び報告に関する当グループのアプローチは、主要リスクのフレームワークに正式にまとめられている。その特徴は以下のとおりである。

- 所有及び説明責任を明確にする
- 合意されたリスク選好度（金融リスクについて）及びリスク許容度（金融以外のリスクについて）に従って、当グループのリスク・エクスポージャーを理解し、管理することを確実にする
- リスク・エクスポージャーと統制の運用上の有効性の両方について、定期的な報告を確実にする

当グループの主要リスク、並びに 2010 年度の業績に影響を及ぼす重要なリスクの領域が記載されている箇所は、以下のとおりである：

主要リスク	主なリスクに関する分析	原文のページ
リテール及びホールセール の信用リスク	• 評価ベース及び基礎となる資産クラス別の資産合計の分析	16
	• 信用リスク管理と減損分析の概要	18
	• 顧客及び銀行に対する貸付金の分析	19
	• ホールセールの信用リスク	20
	• リテールの信用リスク	21
	• パークレイズ・キャピタルの信用市場に対するエクスポージャー	24
市場リスク	• 市場リスクの概要及び特にパークレイズ・キャピタルの DvaR	22
流動性リスク	• 流動性リスクの概要（当グループの流動性プールを含む）	23
訴訟リスク	• 重要な訴訟（リーマン・ブラザーズ・インクの資産の大部分の取得に関する法的異議申し立てを含む）	35
規制リスク	• 重要な規制（英国及び世界的な規制環境の構造的な変化及び過去の支払補償保険の販売に関する最近の動向を含む）	36
資本リスク	• 資本リソースの概要	27

当グループの主要リスクのフレームワークの一部であるが、本書類においては記載されていないその他の主要リスクには、人材リスク、オペレーション・リスク、課税リスク、技術リスク、財務報告リスク及び金融犯罪リスクがある。これらは年次報告書において取扱われる予定である。

リスク管理

評価基準及び基礎となる資産クラス別資産合計の分析

2010年12月31日現在の資産	会計処理基準		
	資産合計 百万ポンド	取得原価基準 百万ポンド	公正価値 百万ポンド
現金及び中央銀行預け金	97,630	97,630	-
他銀行から取立中の項目	1,384	1,384	-
債券及びその他の適格手形	139,240	-	139,240
株式	25,676	-	25,676
売買貸付金	2,170	-	2,170
コモディティ ⁶	1,844	-	1,844
トレーディング・ポートフォリオ資産	168,930	-	168,930
貸付金	22,352	-	22,352
債券	1,918	-	1,918
株式	5,685	-	5,685
その他の金融資産 ⁷	10,101	-	10,101
投資契約に基づく顧客に対するユニットリンク型負債に対応した保有 ⁸	1,429	-	1,429
公正価値で測定する金融資産	41,485	-	41,485
デリバティブ	420,319	-	420,319
銀行に対する貸付金	37,799	37,799	-
顧客に対する貸付金	427,942	427,942	-
債券及びその他の適格手形	59,629	-	59,629
株式	5,811	-	5,811
売却可能金融商品	65,440	-	65,440
リバース・レポ取引及びその他の類似した担保付貸付	205,772	205,772	-
その他の資産	23,337	21,767	1,570
2010年12月31日現在の資産合計	1,490,038	792,294	697,744
2009年12月31日現在の資産合計	1,379,148	710,512	668,636

1 貸付金の詳細な分析は後掲されている。

2 デリバティブの詳細な分析は後掲されている。

3 リバース・レポ取引は主に、カウンターパーティによって差入れられた資産担保が付されている短期貸付金で構成される。

4 株式は主に、活発な市場で入手可能な相場価格によって算定された株式で構成される。

5 未利用のコミットメント 264 百万ポンド (2009 年度: 257 百万ポンド) はオフバランスであり、このため上表には含まれていない。

6 コモディティは主に実在庫のポジションで構成される。

7 これらの金融商品は主に、公正価値で測定すると指定されるリバース・レポ取引で構成される。

8 投資契約に基づく顧客に対するユニットリンク型負債に対応した、公正価値で測定すると指定される金融資産は、当グループがこれらの資産の固有リスクにさらされていないため、これ以上の分析を行っていない。

リスク管理

	資産合計の内訳						うち、信用市場 に対するエクス ポージャー ⁵
	貸付金 ¹	デリバティブ ²	債券及び その他の手形	リバース・ レポ取引 ³	株式 ⁴	その他	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
現金及び中央銀行預け金	-	-	-	-	-	97,630	-
他銀行から取立中の項目	-	-	-	-	-	1,384	-
債券及びその他の適格手形	-	-	139,240	-	-	-	154
株式	-	-	-	-	25,676	-	-
売買貸付金	2,170	-	-	-	-	-	-
コモディティ ⁶	-	-	-	-	-	1,844	-
トレーディング・ポートフォリオ 資産	2,170	-	139,240	-	25,676	1,844	154
貸付金	22,352	-	-	-	-	-	4,712
債券	-	-	1,918	-	-	-	345
株式	-	-	-	-	5,685	-	743
その他の金融資産 ⁷	-	-	-	7,559	-	2,542	-
投資契約に基づく顧客に対するユ ニットリンク型負債に対応した保 有 ⁸	-	-	-	-	-	1,429	-
公正価値で測定する金融資産	22,352	-	1,918	7,559	5,685	3,971	5,800
デリバティブ	-	420,319	-	-	-	-	1,922
銀行に対する貸付金	37,799	-	-	-	-	-	-
顧客に対する貸付金	427,942	-	-	-	-	-	13,691
債券及びその他の適格手形	-	-	59,629	-	-	-	407
株式	-	-	-	-	5,811	-	-
売却可能金融商品	-	-	59,629	-	5,811	-	407
リバース・レポ取引及びその他の 類似した担保付貸付	-	-	-	205,772	-	-	-
その他の資産	-	-	-	-	-	23,337	1,651
2010年12月31日現在の資産合計	490,263	420,319	200,787	213,331	37,172	128,166	23,625
2009年12月31日現在の資産合計	487,268	416,815	180,334	151,188	32,753	110,790	26,601

リスク管理

信用リスク管理の概要

信用供与は当グループの主要な収益源の 1 つであり、もっとも重要なリスクであるため、当グループは、その信用リスク管理に相当注力している。

パークレイズは、リスクが事業部門のマネジメントチームの所有となるように、信用リスクの管理責任を構築している。同時に、信用承認の決定は、事業ラインからは独立しているが当該事業部に所属するリスク管理担当者が行い、信用承認、ポートフォリオのパフォーマンス、リスクインフラ及び戦略計画について確実なレビューを行い、問題点を指摘するようにする。各事業部門の信用リスク管理チームは当該事業部門のビジネス・リスク担当取締役に対する説明責任を負い、当該取締役はその事業部門の責任者及びリスク管理最高責任者に報告を行う。

グループ・リスク管理部門の役割は、グループ全体について統括し、リスク選好度に関する方針を決定し、信用リスクの受入に関して監視し、問題点を指摘することである。グループ・リスク管理部門は信用リスク統制のフレームワークを策定しているが、これは、裏付けとなる当グループの信用リスクに関する方針とともに、信用リスクが管理される仕組みを規定するものである。グループ・リスク管理部門はまた、当グループ全体にわたる信用リスク測定モデルの技術サポート、レビュー及び評価を行い、統制手続との適合テストを実施する。

信用リスク管理はまた、リスク選好度のフレームワークの利用に依拠しているが、これは「財務上のボラティリティ」と「マンドート及び規模」の 2 つの要素から構成される。全体として、リスク選好度のフレームワークは、パークレイズ・グループ全体にわたるリスク量の配分及び統制の基礎となるものである。

財務上のボラティリティに関するリスク選好度の年 1 回の設定は、当グループの戦略目標及び事業計画に影響を及ぼすため、当グループが選択したリスク・プロファイルを考慮しており、かかるリスク・プロファイルには資本水準の保護、損失水準の統制、年次財務目標の達成及び配当金の支払が含まれる。予測結果のリスク水準が高すぎる場合には、経営陣は新しい方法を見つけるために各分野に問題点を指摘し、全体的なリスクがより小さくなるように各事業の比率を調整する。リスク選好度に対するパフォーマンスは、期中に定期的に測定され、役員及び取締役会に報告される。

パークレイズにおけるリスク選好度の設定の第 2 の要素は、「マンドート及び規模」の上限についての広範囲にわたるシステムである。これは、事業活動がパークレイズのマンドートの範囲内であり（すなわち、外部のステークホルダーの期待と一致している）、適切な規模である（対象となる活動のリスク及び利益と比較して）ように、事業活動を正式に見直し、統制を行うようにするリスク管理アプローチである。パークレイズは、外部からの期待にそぐわず、関連する事業ライン又は当グループの安定性を損なうような予想外の規模の損失をもたらす可能性のある集中を避けるために、上限及びトリガーを用いて、これを達成している。これらの上限は、独立したリスク管理部門が設定し、毎月正式に監視され、取締役会レベルの監視の対象である。

リスク管理

顧客及び銀行に対する貸付金の分析

2010年12月31日現在	貸付金総額 百万ポンド	減損引当金 百万ポンド	減損控除後 の貸付金 百万ポンド	信用リスク 貸付金 百万ポンド	貸付金総額 に対する	減損費用 百万ポンド	貸倒率 ベース・ ポイント
					CRLの比率 ¹ %		
ホールセール - 顧客	204,991	5,501	199,490	11,716	5.7%	2,347	114
ホールセール - 銀行	37,847	48	37,799	35	0.1%	(18)	(5)
ホールセール合計	242,838	5,549	237,289	11,751	4.8%	2,329	96
リテール - 顧客	235,335	6,883	228,452	12,571	5.3%	3,296	140
リテール合計	235,335	6,883	228,452	12,571	5.3%	3,296	140
償却原価で測定する貸付金	478,173	12,432	465,741	24,322	5.1%	5,625	118
公正価値で保有する貸付金	24,522	n/a	24,522				
貸付金合計	502,695	12,432	490,263				
2009年12月31日現在							
ホールセール - 顧客	217,470	4,616	212,854	10,982	5.0%	3,428	158
ホールセール - 銀行	41,196	61	41,135	57	0.1%	11	3
ホールセール合計	258,666	4,677	253,989	11,039	4.3%	3,439	133
リテール - 顧客	213,489	6,119	207,370	11,503	5.4%	3,919	184
リテール合計	213,489	6,119	207,370	11,503	5.4%	3,919	184
償却原価で測定する貸付金	472,155	10,796	461,359	22,542	4.8%	7,358	156
公正価値で保有する貸付金	25,909	n/a	25,909				
貸付金合計	498,064	10,796	487,268				

¹ 信用リスク貸付金（以下「CRL」という。）には、プロティアムへの貸付金 7,560 百万ポンド（532 百万ポンドの減損あり）は含まれていない。プロティアムへの貸付金の影響を含めると、ホールセールの CRL 及び貸付金総額に対する CRL の比率はそれぞれ 19,311 百万ポンド及び 8.0%、当グループの CRL 及び貸付金総額に対する CRL の比率はそれぞれ 31,882 百万ポンド及び 6.7%であった。詳細については、原文 26 ページを参照。

ホールセール・ポートフォリオの信用リスク

ホールセール・ポートフォリオにおける顧客及び銀行に対する貸付金は、6%減少して 242,838 百万ポンドとなった（2009 年度：258,666 百万ポンド）。これにはバークレイズ・キャピタルにおける 8%減の 152,711 百万ポンド（2009 年度：165,624 百万ポンド）が含まれるが、これは借入金の減少に起因し、他の通貨に対する英ポンドの価値の下落により相殺された。バークレイズ・コーポレートの貸付金は 6%減少して 66,961 百万ポンドとなったが（2009 年度：71,125 百万ポンド）、これは英国及びアイルランドにおいて顧客からの需要が減少したことに起因する。アブサの残高が 21%増の 12,188 百万ポンドとなったのは、2010 年度における英ポンドに対する南アフリカランドの価値の上昇によるものであった。

ホールセール・ポートフォリオにおいて、貸付金に対する減損費用は 32%減少して 2,329 百万ポンドとなった（2009 年度：3,439 百万ポンド）が、これは主にバークレイズ・キャピタルにおける信用市場に対するエクスポージャーに対する費用の減少によるものであった。さらに、信用市場以外に関連する貸付金勘定において戻入れがあった。これは、バークレイズ・コーポレートの減損費用の増加により一部相殺された。この増加は、スペインの不動産及び建設業界における信用状況の悪化により、欧州大陸における費用の大幅な増加したことに起因し、英国及びアイルランド、並びに新市場におけるデフォルト率の低下及び個別先に対する費用の減少により一部軽減された。またホールセール・ポートフォリオの減損は、プロティアムへの貸付金に関連する 532 百万ポンドを反映している。

減損控除後の貸付金は 7%減少して 237,289 百万ポンドとなった（2009 年度：253,989 百万ポンド）。これは主に、8%減となったバークレイズ・キャピタルの 149,675 百万ポンド（2009 年度：162,599 百万ポンド）及び 7%減となったバークレイズ・コーポレートの 64,975 百万ポンド（2009 年度：69,921 百万ポンド）から構成されていた。

2010 年度の当グループのホールセール・ポートフォリオ全体における貸付金の貸倒率は、減損の減少を反映し、96 ベーシス・ポイント（2009 年度通年：133 ベーシス・ポイント）であった。プロティアムを除くと、CRL カバレッジ比率はホールセール・ポートフォリオにおいて 42.7%であった（2009 年度：42.4%）。

2011 年度のホールセール・ポートフォリオのパフォーマンスに関する主な不確定要素は、以下の点である：

- 特に英国、米国、スペイン及び南アフリカにおける景気回復の規模及び持続性
- 大口先の大規模な損失及び特定の業界及び地域における景気悪化の可能性
- 商業用不動産及びレバレッジド・ファイナンスを含む信用市場に対するエクスポージャーの残高の悪化の可能性
- ソブリン債の信用低下の可能性に対する影響
- インフレの増大が経済成長及び企業の利益に及ぼす潜在的な影響

リスク管理

リテールの信用リスク

リテール・ポートフォリオにおける顧客に対する貸付金は、10%増加して 235,335 百万ポンドとなった（2009 年度：213,489 百万ポンド）。英国リテール・バンキングにおいて 13%増の 113,800 百万ポンドとなったのは（2009 年度：101,064 百万ポンド）、主に英国ホーム・ファイナンスのポートフォリオにおける融資の増加及び 2010 年初頭のスタンダード・ライフ・バンクの買収を反映していた。パークレイズ・ウェルスの貸付金は、主に富裕層に対する融資の増加により、36%増加して 13,584 百万ポンドとなった（2009 年度：9,972 百万ポンド）。西ヨーロッパ・リテール・バンキングの貸付金は 6%増加した。これは主にイタリアのモーゲージの増加及びイタリアにおけるシティグループのクレジットカード事業の取得を反映しており、英ポンドに対するユーロの価値の下落により一部相殺された。アブサの残高が 12%増加したのは、2010 年度における英ポンドに対する南アフリカランドの価値の上昇によるものであった。

2010 年 12 月 31 日現在の減損控除後の貸付金は 228,452 百万ポンドであり（2009 年度：207,370 百万ポンド）、そのうちホーム・ローンが 168,055 百万ポンド（2009 年度：149,099 百万ポンド）、クレジットカード及び無担保貸付金が 39,171 百万ポンド（2009 年度：39,012 百万ポンド）、及びその他のリテール融資が 21,226 百万ポンド（2009 年度：19,259 百万ポンド）であった。

リテール顧客に対する減損控除後のホーム・ローンは 13%増加して 168,055 百万ポンドとなった（2009 年度：149,099 百万ポンド）。これは主に英国リテール・バンキング内の英国ホーム・ローンが 15%増の 101,210 百万ポンドに増加したこと起因する（2009 年度：87,943 百万ポンド）。ホーム・ローンは、2010 年 12 月 31 日現在のリテール顧客に対する貸付金合計の 74%を占めていた（2009 年度：72%）。

リテール・ポートフォリオにおいて、貸付金に対する減損費用は、全事業にわたって費用が減少した結果、16%減少して 3,296 百万ポンドとなった（2009 年度：3,919 百万ポンド）。これは、2009 年度と比べて特に労働市場及び住宅業界において経済状況が改善したこと、低金利環境の継続、与信措置、及び回収実績の改善を反映していた。この改善は、スペインにおける住宅価格の下落の影響により一部相殺された。

2010 年度の当グループのリテール・ポートフォリオ全体における貸付金の貸倒率は 140 ベーシス・ポイントであった（2009 年度：184 ベーシス・ポイント）。

2011 年度の当グループのリテール・ポートフォリオのパフォーマンスに関する主な不確定要素は、以下の点である：

- 財政引締その他の措置による失業の増加
- 特に英国、米国、スペイン及び南アフリカにおける景気回復の持続性
- インフレの上昇並びに金利上昇の速度及び範囲が値ごろ感に及ぼす影響
- 英国、南アフリカ及び西ヨーロッパにおける住宅価格の更なる下落の可能性

リスク管理

市場リスク

リスクの測定及び統制

バークレイズは、取引市場リスクの測定及び統制のために、デイリー・バリュー・アット・リスク（以下「DVaR」という。）、予想ショートフォール、3W、プライマリー及びセカンダリー・リスク・ファクターによるストレステスト、並びにコンバインド・シナリオ・ストレステストを含む幅広い補完的なテクニカル・アプローチを用いている。

DVaR、予想ショートフォール及び 3W の数値は、同じデータから見積もられる。DVaR は、現在のポジションをそのまま 1 営業日保有する場合に市場の不利な変動から生じる可能性がある損失の見積りである。バークレイズ・キャピタルは、過去 2 年間の単純平均を用いた、信頼水準 95% のシミュレーション手法を使用している。予想ショートフォールは、DVaR の範囲を超えた期間のすべての 1 日の仮想損失の平均であり、3W は 1 日の見積損失のうち最大のもの 3 件の平均である。

市場のボラティリティは、将来の経済成長及びソブリン債の危機に対する懸念により 2010 年度に増加したが、2008 年度に観測された極端な水準を下回ったままであった。極端な観測結果の影響は、2010 年 9 月において DVaR の過去 2 年間のデータから減少し始め、時系列データにおいて比較的変動の少ない 2010 年度の観測結果に置き換えられた。

バークレイズ・キャピタルの DVaR モデルはまた、トレーディング勘定ポートフォリオについての自己資本比率の計算に使用することを FSA に承認されている。FSA は、損失（FSA の定義による）が信頼水準 99% で測定された DVaR の見積りを上回る日数によって、DVaR モデルをグリーン、アンバー、レッドに分類している。グリーンモデルは、良好なワーキングモデルと一致している。バークレイズ・キャピタルのトレーディング勘定については、2010 年度及び 2009 年度においてグリーンモデルが維持された。内部では、DVaR はトレーディング勘定及び中央銀行勘定について計算されている。

ストレステストは、極端な市場の変動又はシナリオにおいて発生する可能性がある将来の重大な損失の見積りを示している。プライマリー・ストレステストでは、金利、信用スプレッド、コモディティ、株式、為替を含む主要なトレーディング資産クラスのそれぞれについての主要な流動化リスク要因にストレスを与える。セカンダリー・ストレステストでは、オプションのボラティリティの歪みなどの比較的低い流動化リスクにストレスを与える。コンバインド・シナリオ・ストレステストでは、極端ではあるが発生しうるシナリオを反映させ、複数のリスク要因に同時にショックを与える。

市場リスクは、必要に応じて上記のリスク数値に制限を設けることにより統制されている。DVaR の制限は、バークレイズ・キャピタル合計レベル、金利リスクなどのリスク要因レベル、新市場などの事業レベルで設定される。為替や金利感応度の制限などのストレスの制限及びさまざまな帳簿上の制限も適用される。

バークレイズ・キャピタルの市場リスクに対するエクスポージャーの分析

2010 年度のトレーディング環境は、基礎となる経済成長が軟調であること、及び市場の方向性の不透明感に特徴づけられ、その結果、顧客のトレーディング活動が低下した。この環境において、DVaR 合計の平均で測定されたバークレイズ・キャピタルの市場リスクに対するエクスポージャーは、31% 減少して 53 百万ポンドとなった（2009 年度：77 百万ポンド）。この減少は、顧客のトレーディング活動の低下、多様化の拡大、及び 2008 年度の極端なボラティリティの過去データの影響の減少を反映したエクスポージャーの減少に起因していた。

重要な DVaR を有する主な 2 つのリスク要因は、信用スプレッドと金利であった。これらの平均 DVaR は、それぞれ 10 百万ポンド（17%）及び 11 百万ポンド（25%）減少した。2010 年 12 月 31 日現在の DVaR 合計は 48 百万ポンドであった（2009 年度：55 百万ポンド）。

2010 年度の予想ショートフォール及び 3W は、それぞれ平均で 78 百万ポンド及び 144 百万ポンドで、2009 年度と比べて 43 百万ポンド（36%）及び 65 百万ポンド（31%）減少した。

2011 年に入り、バークレイズの市場リスクに影響を及ぼす可能性がある主な不確定要素は、金利、コモディティ、信用スプレッド、株価及び為替レートのボラティリティに関連している。政府の方針が、財政上の圧力、柔軟な金融政策及び外因的な経済事象を背景に、将来の経済成長を目標としているため、価格の不安定さやボラティリティの拡大が発生する可能性がある。

リスク管理

流動性リスク

パークレイズは、当グループの流動性リスクを管理するために、包括的な流動性リスク管理のフレームワーク（以下「流動性のフレームワーク」という。）を設けている。流動性のフレームワークの目的は、ホールセール資金市場にパークレイズが受け入れられない場合又は市場全体が閉鎖的である場合に、少なくとも FSA が定める最短の期間について、当グループが事業活動を継続するのに十分な流動性を有することである。流動性のフレームワークにおいて適用されているストレステストは、融資の損失をもたらす可能性があるホールセール及びリテールの要因の範囲を検討しており、それには以下の項目が含まれる：

- ホールセール負債の満期到来
- 担保付融資の損失及び帳簿残額に対する担保の積増し
- 預金口座からのリテール用及び商業用の資金流出
- 貸付及びコミットメントの実行
- 格付の2段階引下げの潜在的な影響
- カウンターパーティによる委託証拠金の引出し

これらのストレス・シナリオは、当グループの流動性プールの適切な水準の評価に使用されている。流動性プールは、担保権を設定されていない資産及び預金で構成される。パークレイズは、定期的にこれらの資産を使って担保付貸出市場を評価しており、それにより、プールの組成の基礎となる流動性の前提条件をテストしている。当グループは、流動性のフレームワークにおけるストレス・シナリオにおいて、流動性プールを現金化するために中央銀行の融資枠を利用することを想定していない。

流動性プール

当グループの2010年12月31日現在の流動性プールは、総額1,540億ポンド（2009年度：1,270億ポンド）で、以下の現金及び担保に供されていない資産から構成される（うち1,400億ポンドはFSA適格資産である）。当グループは、支払サービスなどの継続的な事業上の需要を支えるために、追加的な流動性資産を保有している。当グループの2010年度の流動性プールのコストは約900百万ポンドで、前年度より増加した。このコストは、各関連事業から生じる予測ストレス・アウトフローに基づき配分される。

流動性に関する規制

2010年6月より、当グループは、FSAが定めた個別流動性ガイダンス（以下「ILG」という。）に対してその流動性ポジションを報告している。当グループの流動性のフレームワークのキャリブレーションは最終的なFSA規則を予想しており、したがって、現在のFSA基準に概ね一致している。

バーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」という。）は、流動性リスクの管理、基準及び監視に関する最終ガイドラインを2010年12月に公表した。これらのガイドラインは、短期的な流動性ストレス測定（流動性カバレッジ比率。以下「LCR」という。）及びより長期的な流動性測定（安定調達比率。以下「NSFR」という。）を含んでいる。BCBSのガイドラインはまだヨーロッパ及び英国の法律に導入されておらず、したがって、今後微調整や変更が入る可能性も残っている。

しかし、当グループは、これらのBCBSの測定基準の順守を監視しており、いずれFSAがそのILGの測定基準をバーゼル委員会によるLCRと一致させるようになると予想している。予想されるBCBSのガイドラインを当グループの2010年12月31日現在の流動性ポジションに適用した結果、関連する比率はLCR要件の80%、NSFR要件の94%と見積もられた。

リスク管理

バークレイズ・キャピタルの信用市場に対するエクスポージャー

バークレイズ・キャピタルの信用市場に対するエクスポージャーは、主に商業用不動産、レバレッジド・ファイナンス及びプロティアム・ファイナンス・エルピーへの貸付金に関連している。これには、損益計算書に公正価値の変動が計上されるポジション、並びに貸付金及び売却可能資産に分類されるポジションを含む。

下記の残高及び評価損は 2007 年半ばの市場混乱の時期に保有していた信用市場に対するエクスポージャーを表している。市場の混乱後に取得した類似資産は、流通市場で活発に取引されており、この開示から除外されている。

2010 年 12 月 31 日までの資産クラス別の残高及び評価損は、以下の通りである。

バークレイズ・キャピタルの信用市場に対するエクスポージャー¹

米国住宅モーゲージ	注	2010年12月31日終了事業年度						
		2010年	2009年	2010年	2009年	公正価値	減損(費用)/	(損失)/利益
		12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	(損失)/利益	戻入れ	合計
		百万ドル	百万ドル	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ABS CDOスーパーシニア	A1	3,085	3,127	1,992	1,931	-	137	137
その他の米国サブ プライムとAlt-A ²	A2	1,025	1,447	662	894	(43)	(11)	(54)
米国RMBSに係るモノ ライン保険会社の保証		-	9	-	6	(1)	-	(1)
商業用モーゲージ								
商業用不動産ローン 及び不動産	B1	11,006	12,525	7,106	7,734	(110)	-	(110)
商業用モーゲージ 担保証券 ²	B1	184	352	119	218	(5)	-	(5)
CMBSに係るモノ ライン保険会社の保証		18	49	12	30	40	-	40
その他の信用市場								
レバレッジド・ ファイナンス ³	C1	7,636	8,919	4,930	5,507	-	(242)	(242)
SIVs, SIV -Lites 及び CDPC	C2	618	896	399	553	50	27	77
CLO その他に係るモノ ライン保険会社の保証	C3	2,541	3,443	1,641	2,126	(55)	-	(55)
プロティアムへの 貸付金	D	10,884	12,727	7,028	7,859	-	(532)	(532)
合計		36,997	43,494	23,889	26,858	(124)	(621)	(745)

2010 年 12 月 31 日終了事業年度において、これらの信用市場に対するエクスポージャーは、2,969 百万ポンド減少して 23,889 百万ポンドとなった（2009 年度：26,858 百万ポンド）。この減少は、純売却額、返済及びその他の変動 3,000 百万ポンド、並びに評価損合計 745 百万ポンドを反映しており、主に英ポンドに対する米ドルの上昇に関連する為替変動 776 百万ポンドにより相殺された。

2010 年 12 月 31 日終了事業年度において、評価損は減損費用 621 百万ポンド（2009 年度：1,669 百万ポンド）及び損益を通じた公正価値に係る純損失 124 百万ポンド（2009 年度：4,417 百万ポンド）から構成される。評価損合計には、プロティアムへの貸付金に対する減損費用 532 百万ポンド（2009 年度：なし）、商業用モーゲージのポジションに対する損失 75 百万ポンド（2009 年度：3,007 百万ポンド）、及びその他の信用市場のポジションに対する損失 220 百万ポンド（2009 年度：997 百万ポンド）が含まれ、米国住宅モーゲージのポジションに対する 82 百万ポンドの利益（2009 年度：2,082 百万ポンドの損失）により一部相殺された。

¹ エクスポージャーの大部分は米ドル建てで保有されているため、上記のエクスポージャーは米ドル建てと英ポンド建ての両方で記載している。

² 2009 年 12 月 31 日の比較数値は、498 百万ポンドのその他の米国サブプライム及び Alt-A、並びに 253 百万ポンドの商業用モーゲージ担保証券に関連して活発に取引されていたポジションを除外して、修正再表示されている。

³ 未実行の与信枠 264 百万ポンドを含む（2009 年度：257 百万ポンド）。

リスク管理

A. 米国住宅モーゲージ

A1. ABS CDO スーパーシニア

2010年12月31日現在のABS CDO スーパーシニアのポジションは、完全に実行され、貸付金及び債権に分類される5種類の高格付流動性ファシリティで構成されている。ポジションは、61百万ポンド増加して1,992百万ポンドとなった(2009年度:1,931百万ポンド)。エクスポージャー純額は減損費用控除後で表示されており、そのうち137百万ポンドが当事業年度に戻入れられた(2009年度:714百万ポンドの費用)。また、英ポンドに対する米ドルの価値の上昇により87百万ポンドが増加し、当事業年度の償却費163百万ポンドにより相殺された。これらのエクスポージャー残高は、減損及び劣後を反映後の残高の50%に相当する(2009年度:49%)。

A2. その他の米国サブプライム及びAlt-A

2010年12月31日現在のその他の米国サブプライム及びAlt-Aのポジションは662百万ポンドであった(2009年度:894百万ポンド)。この減少は、純売却額、返済及びその他の変動214百万ポンド、並びに評価損合計54百万ポンドを反映しており、主に英ポンドに対する米ドルの上昇36百万ポンドにより一部相殺された。

B. 商業用モーゲージ

B1. 商業用不動産及びモーゲージ担保証券

商業用モーゲージには、商業用不動産ローン5,455百万ポンド(2009年度:6,534百万ポンド)、所有商業用不動産1,651百万ポンド(2009年度:1,200百万ポンド)、及び商業用モーゲージ担保証券119百万ポンド(2009年度:218百万ポンド)が含まれている。

商業用不動産ローン及び所有不動産

2010年12月31日終了事業年度において、商業用不動産ローン及び所有不動産は628百万ポンド減少して7,106百万ポンドとなった(2009年度:7,734百万ポンド)。この減少は、米国で374百万ポンド、英国及びヨーロッパで320百万ポンド、アジアで18百万ポンドの純売却額、返済及び事業再編、並びに110百万ポンド(2009年度:2,466百万ポンド)の損失を反映しており、この損失のうち、47百万ポンドは米国、13百万ポンドは英国及びヨーロッパ、50百万ポンドはアジアに関連していた。これは、英ポンドに対する他の通貨の上昇194百万ポンドにより相殺された。

商業用不動産ローンの地理的分布は、英国及びヨーロッパが50%、米国が45%、アジアが5%で構成される。

米国の商業用不動産ローン残高のうち、1件の大口ポジションが合計の35%を占めていた。米国のポートフォリオの残る65%は51件のポジションで構成されていた。

2010年12月31日現在、英国及びヨーロッパのポートフォリオは45件のポジションで構成されていた。ヨーロッパでは、貸付のコバナンツ条項及び定期的なLTVの再テストによって保証が行われ、ポートフォリオの77%をカバーしている。ドイツのポートフォリオの53%が住宅資産を担保とする1件のポジションに関連していた。

商業用モーゲージ担保証券

2010年12月31日終了事業年度において、商業用モーゲージ担保証券のポジションは99百万ポンド減少して119百万ポンドとなった(2009年度:218百万ポンド)。これは主に、純売却額及び返済120百万ポンドに起因する。

C. その他の信用市場に対するエクスポージャー

C1. レバレッジド・ファイナンス

2010年12月31日現在、レバレッジド・ファイナンス・ローン関連のエクスポージャー純額は577百万ポンド減少して4,930百万ポンドとなった(2009年度:5,507百万ポンド)。これは、当期中の純返済額及びその他の変動302百万ポンド、減損費用242百万ポンド(2009年度:396百万ポンド)、並びに英ポンドに対するユーロの下落による減少33百万ポンドを反映している。

C2. SIV、SIV-Lite 及び CDPC

SIV及びSIV-Liteのポジションは、流動性ファシリティ及びデリバティブから構成されている。2010年12月31日現在、エクスポージャーは139百万ポンド減少して391百万ポンドとなった(2009年度:530百万ポンド)。

2010年12月31日現在のクレジット・デリバティブ・プロダクト・カンパニー(以下「CDPC」という。)のポジションは15百万ポンド減少して8百万ポンドとなった(2009年度:23百万ポンド)。

リスク管理

C3. CLO その他に係るモノライン保険会社の保証

エクスポージャー純額の変動 485 百万ポンドは、モノライン保険会社に対する公正価値エクスポージャーの減少 527 百万ポンド及び信用評価調整額 55 百万ポンド（2009 年度：528 百万ポンド）に起因しており、通貨価値の上昇 97 百万ポンドにより相殺された。

投資適格未満の格付のモノライン保険会社が保証し、貸付金及び債権に分類される CLO 資産の公正価値は 5,873 百万ポンドに減少した（2009 年度：7,994 百万ポンド）。これは、想定元本 2,745 百万ポンドの保証が当事業年度において解除されたことによるものである。この結果、モノライン保険会社に保証されなくなった CLO 資産は、2010 年 12 月 31 日現在、公正価値で 1,969 百万ポンドであった（2009 年度：なし）。残りの資産は引き続き損益を通じて公正価値で測定される。

D. プロティアム

2009 年 9 月 16 日に、パークレイズ・キャピタルは、信用市場資産 5,087 百万ポンド（8,384 百万ドル）を含む 7,454 百万ポンド（12,285 百万ドル）の資産を、新設されたファンドであるプロティアム・ファイナンス・エルピー（以下「プロティアム」という。）に売却した。この取引の一環として、パークレイズは 10 年間の貸付金 12,641 百万ドルをプロティアムに供与した。

以下の表は、貸付金に対する担保としてプロティアムが保有する全資産を含んでいる。2010 年 12 月 31 日現在、モノライン保険会社が保証する資産は公正価値で 4,806 百万ドル（2009 年度：4,095 百万ドル）であった。2011 年 1 月のモノライン保険会社 1 社との契約交渉の結果、モノライン保険会社に保証される資産はなくなった。2010 年 12 月 31 日現在の現金および現金同等物は 1,364 百万ドル（2009 年度：688 百万ドル）で、これには売却及び返済に伴い計上した現金、並びに第三者の資産を購入に利用できる資金が含まれている。2010 年 12 月 31 日現在のその他の資産は 811 百万ドル（2009 年度：567 百万ドル）で、これには貸付後にプロティアムが購入した住宅用モーゲージ担保付証券及びその他の資産担保付証券が含まれている。

元本及び利息の支払は契約条件に従って行われている。しかし、予想実現期間の再評価の結果を受け、貸付金は裏付担保の公正価値に相当する金額で計上されている。これにより、減損費用 824 百万ドル（532 百万ポンド）が発生した。

貸付金は、2009 年 12 月 31 日から 2010 年 12 月 31 日までに現地通貨建てで減少したが、これは主に元本の返済 993 百万ポンド、減損費用 824 百万ポンド及び未収利息の減少 26 百万ポンドによるものである。当事業年度において 407 百万ポンドの利息を受取った。

プロティアムの資産	2010年	2009年	2009年	2010年	2009年	2009年
	12月31日	12月31日	9月16日	12月31日	12月31日	9月16日
	現在	現在	現在	現在	現在	現在
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
その他の米国サブプライムホールローン及び不動産	817	1,038	1,124	528	641	682
その他の米国サブプライム証券	631	578	513	407	357	311
その他の米国サブプライム合計	1,448	1,616	1,637	935	998	993
Alt-A	2,230	2,112	2,185	1,440	1,304	1,326
モノライン保険会社の保証	225	3,300	4,562	145	2,038	2,768
信用市場関連資産	3,903	7,028	8,384	2,520	4,340	5,087
基礎となる米国RMBSの公正価値	519	723	655	335	447	397
基礎となるCMBSの公正価値	3,257	2,350	1,897	2,103	1,451	1,151
基礎となるCLO及びその他の公正価値	1,030	1,022	1,040	665	631	631
モノライン保険会社保証付対象資産の公正価値	4,806	4,095	3,592	3,103	2,529	2,179
現金および現金同等物	1,364	688	250	881	425	152
その他の資産	811	567	309	524	350	187
資産合計	10,884	12,378	12,535	7,028	7,644	7,605
プロティアムへの貸付金	10,884	12,727	12,641	7,028	7,859	7,669

資本要素

資本要素

	2010年12月31日現在 百万ポンド	2009年12月31日現在 百万ポンド
普通株式	59,174	55,925
剰余金に係る規制上の調整：		
売却可能金融商品再評価差額金 - 債券	340	83
売却可能金融商品再評価差額金 - 株式	-	(335)
キャッシュフロー・ヘッジ剰余金	(152)	(252)
確定給付型年金制度	99	431
連結範囲に係る規制上の調整	99	196
RCI及び上級Tier2他人資本に係る為替換算差額	209	25
当グループ自身の信用度に係る調整	(621)	(340)
その他の調整	(40)	144
非支配持分	2,923	2,351
控除：無形資産	(8,326)	(8,345)
控除：予想損失の減損純超過額の50%	(168)	(25)
控除：証券化におけるポジションの50%	(2,360)	(2,799)
控除：株主資本に含まれているコアTier1資本の以外の発行	(7,937)	(8,427)
コアTier1資本	43,240	38,632
優先株式	6,317	6,256
資本留保性証券	6,098	6,724
Tier1社債 ¹	1,046	1,017
予想損失の減損純超過額に係る税金	(100)	8
控除：金融機関における重要な持分の50%	(2,872)	(2,915)
適格Tier1資本合計	53,729	49,722
再評価剰余金	29	26
売却可能金融商品再評価差額金 - 株式	-	335
一括評価減損引当金	2,409	2,443
Tier2非支配持分	572	547
適格劣後負債：		
永久他人資本	1,648	1,350
期限付他人資本	16,565	15,658
控除：予想損失の減損純超過分の50%	(168)	(25)
控除：証券化におけるポジションの50%	(2,360)	(2,799)
控除：金融機関における重要な持分の50%	(2,872)	(2,915)
適格Tier2資本合計	15,823	14,620
控除：その他の規制による減額	(2,250)	(880)
純資本要素合計	67,302	63,462
リスク調整後資産	398,031	382,653
資本比率		
コアTier1比率	10.9%	10.1%
Tier1比率	13.5%	13.0%
リスク資産比率	16.9%	16.6%

¹ Tier1社債は、連結貸借対照表の劣後負債に含まれている。

継続企業の前提

当グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、「事業部門別業績」および「リスク管理」の項で論じられている。

取締役は、現在及び今後見込まれる経済情勢を踏まえて、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認した。このため、財務書類の作成に継続企業の前提を引き続き適用している。

会計方針の変更

当グループは2009年度年次報告書に記載された会計方針を引き続き適用しており、また、2010年1月1日より以下の基準を適用している（これらの基準の改訂は過年度に影響しない）。

- ・ IFRS第3号「企業結合」－当グループにおいては、主要な変更は、子会社買収に直接関連する費用は即時に費用計上し、企業結合の取得原価の一部としてはならない点である。
- ・ IAS第27号「連結及び個別財務書類」－子会社の所有持分の変動について、変動が既に支配力を獲得した後に生じ、支配力の喪失を招かない場合には、所有持分の変動を資本取引として会計処理することとなっている。また、当グループが子会社における支配力を持たなくなった場合、子会社における留保された持分は公正価値に再測定され、帳簿価額の変更は損益に認識される。

他の多くのIFRSの改訂及び解釈指針が公表され、2010年1月1日から初度適用となっているが、当グループの会計方針に対して重要な変更をもたらすことはなかった。

2010年1月1日より、当グループの業務は変更後の事業セグメントに基づき再編されている。2010年3月22日の発表の通り、この新しいグループ構造を反映するために、比較数値は修正再表示されている。

今後の会計基準の改訂

IFRS第9号「金融商品」は、金融資産及び金融負債の会計処理に関する新しい要件を含むもので、2011年6月30日までは、減損及びヘッジ会計に関しIAS第39号「金融商品：認識及び測定」のうちの該当する要件に代わる新しい要件が含まれる予定である。これは、当グループの金融商品の会計処理方法を大きく変更することとなる。公表及び提案されている主な変更は以下に関するものである。

- ・ 金融資産－金融資産は公正価値又は償却原価のいずれかで保有する。ただし、トレーディング目的の保有ではない持分商品は資本を通じた公正価値で保有することができる。
- ・ 金融負債－損益を通して公正価値で測定する金融負債から生じる当グループ自身の信用度に関連する利益及び費用は、損益計算書から除外され、その代わりにその他の包括利益に含められる。
- ・ 減損－予想損失及び発生損失の双方ともに貸付金の減損引当金に反映される。
- ・ ヘッジ会計－ヘッジ会計は、金融リスク管理とより密接に合致される。

2013年1月1日以後に開始する事業年度まで、適用は強制ではない。EUによる承認を条件として早期適用が可能である。現段階では、適用による当グループへの潜在的な財務上の影響を判断することはできない。

その他の将来における改訂として、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は既存のIFRSの包括的な見直しを進めており、これは2011年6月30日までの公表を優先的に行うことを2010年6月に定めたものである。IFRS第9号に加えて、当グループにとってより重要性があると予想されるこれら2011年6月30日の基準は以下の通りである。

- ・リース－提案では、借り手はオペレーティング・リース及びファイナンス・リースの双方から生じる資産及び負債を貸借対照表に認識することが求められる。
- ・退職後給付－IAS第19号「従業員給付」の改訂は、確定給付年金制度から生じる年金純負債を全額認識することを求めている。

上記に加え、IASBは保険契約、相殺、連結、公正価値測定、その他の包括利益の表示及び収益認識に関する新しい基準の発行も予定している。当グループはこれらの基準の確定時に財務上の影響を検討する予定である。

親会社－パークレイズ・ピーエルシー

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは当グループの最終親会社であるパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社である。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ及びパークレイズ・ピーエルシー・グループの連結経営成績及び財政状態は実質的に同一であるが、IFRSに基づく主な相違は以下の通りである。

- ・パークレイズ・ピーエルシーの株式で当グループが従業員株式制度において保有するもの及びトレーディング目的で保有するものは、パークレイズ・ピーエルシーの剰余金から控除されるが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの売却可能及びトレーディング・ポートフォリオ資産に認識される。
- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行する一部の資本商品、すなわち資本準備商品、アップパーTier 2債及び優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいては普通株主資本として認識されるが、パークレイズ・ピーエルシーの財務書類においては非支配持分とされる。

本書類の2ページ（訳者注：原文のページ）には事業セグメントの税引前利益の開示、また15ページから26ページ（訳者注：原文のページ）にはリスク管理に関する事項の開示が含まれている。より広範囲に及ぶ開示は、パークレイズ・ピーエルシーの2010年12月31日終了事業年度に係る年次決算書類に含まれている。これにはリスク・エクスポージャー及び事業の経営成績が含まれ、これらはパークレイズ・バンク・ピーエルシーにおけるものと実質的に同一である。

注記

1 利息収入純額

	2010年12月31日	2009年12月31日
	終了事業年度	終了事業年度
	百万ポンド	百万ポンド
現金及び中央銀行預け金	271	131
売却可能投資	1,483	1,937
銀行に対する貸付金	440	513
顧客に対する貸付金	17,677	18,456
その他	164	199
受取利息	20,035	21,236
銀行預り金	(370)	(634)
顧客預り金	(1,415)	(2,720)
発行債券	(3,632)	(4,134)
劣後負債	(1,778)	(1,718)
その他	(322)	(361)
支払利息	(7,517)	(9,567)
利息収入純額	12,518	11,669

2 受取手数料純額

	2010年12月31日	2009年12月31日
	終了事業年度	終了事業年度
	百万ポンド	百万ポンド
受取手数料	10,368	9,946
支払手数料	(1,497)	(1,528)
受取手数料純額	8,871	8,418

3 トレーディング収益純額

	2010年12月31日	2009年12月31日
	終了事業年度	終了事業年度
	百万ポンド	百万ポンド
トレーディング収益	7,019	8,132
為替取引に関連する利益	670	682
当グループ自身の信用度に関連する利益/(費用)	391	(1,820)
トレーディング収益純額	8,080	6,994

当グループ自身の信用度に関連する調整は、公正価値で測定すると指定された960億ポンド（2009年度：860億ポンド）のパークレイズ・キャピタルの金融負債から生じている。

注記

4 営業費用

	2010年12月31日	2009年12月31日
	終了事業年度	終了事業年度
	百万ポンド	百万ポンド
人件費	11,916	9,948
一般管理費	5,848	4,886
オペレーティング・リース料	637	639
有形固定資産売却益	(29)	(29)
減価償却費	790	759
無形資産償却費	437	447
有形固定資産及び無形資産の減損	125	61
のれんの減損	243	1
営業費用	19,967	16,712

5 税金

2010年度における継続事業による税額は、1,516百万ポンド（2009年度：1,047百万ポンド）であり、これは実効税率25%（2009年度：23%）に相当する。2期共に実効税率が英国税率の28%（2009年度：28%）と異なるのは、非課税所得、英国外の損益に適用される税率の相違、損金不算入の費用及び過年度修正によるものである。

英国では2011年4月1日より英国の税率を28%から27%に削減する法律が制定された。これにより、2010年12月31日現在における英国の繰延税金資産の価額が減少し、14百万ポンド（2009年度：該当無し）の税額が生じた。

	資産		負債	
	2010年12月31日	2009年12月31日	2010年12月31日	2009年12月31日
	現在	現在	現在	現在
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
当期及び繰延税金資産及び負債				
当期税金	196	349	(646)	(964)
繰延税金	2,517	2,303	(514)	(470)
合計	2,713	2,652	(1,160)	(1,434)

6 普通株式配当金

	2010年12月31日	2009年12月31日
	終了事業年度	終了事業年度
	百万ポンド	百万ポンド
当年度配当金支払額		
当年度最終配当金	-	-
当年度中間配当金	235	103

注記

7 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する資本	
	2010年12月31日 終了事業年度	2009年12月31日 終了事業年度	2010年12月31日 終了事業年度	2009年12月31日 終了事業年度
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
アブサ・グループ・リミテッド	362	272	3,208	2,539
その他の非支配持分	29	24	259	235
	391	296	3,467	2,774

アブサ・グループ・リミテッドの非支配持分の増加は、362百万ポンドの当期純利益に対する持分及び436百万ポンドの為替の上昇に帰するものであり、138百万ポンドの支払配当金により一部相殺された。

8 デリバティブ

	想定元本 百万ポンド	公正価値	
		資産 百万ポンド	負債 百万ポンド
トレーディング目的で保有するデリバティブ			
2010年12月31日現在			
為替デリバティブ	3,513,911	60,420	(62,141)
金利デリバティブ	41,764,637	270,730	(251,941)
クレジット・デリバティブ	1,952,475	47,017	(45,044)
株式及び株価指数並びにコモディティ・デリバティブ	1,286,181	40,419	(44,037)
トレーディング目的で保有するデリバティブ資産／(負債) 合計	48,517,204	418,586	(403,163)
ヘッジ会計の関係にあるデリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	149,763	760	(925)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ	83,968	924	(1,012)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティブ	6,622	49	(416)
ヘッジ会計の関係にあるデリバティブ資産／(負債)合計	240,353	1,733	(2,353)
認識されたデリバティブ資産／(負債)合計	48,757,557	420,319	(405,516)
トレーディング目的で保有するデリバティブ			
2009年12月31日現在			
為替デリバティブ	2,838,168	51,488	(57,697)
金利デリバティブ	33,203,958	260,375	(244,337)
クレジット・デリバティブ	2,016,796	56,295	(51,780)
株式及び株価指数並びにコモディティ・デリバティブ	1,073,057	47,480	(48,205)
トレーディング目的で保有するデリバティブ資産／(負債) 合計	39,131,979	415,638	(402,019)
ヘッジ会計の関係にあるデリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	115,672	717	(545)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ	58,054	438	(618)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティブ	6,292	22	(234)
ヘッジ会計の関係にあるデリバティブ資産／(負債)合計	180,018	1,177	(1,397)
認識されたデリバティブ資産／(負債)合計	39,311,997	416,815	(403,416)

注記

9 公正価値で保有される金融商品

以下の表は、公正価値で認識及び測定され、公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析した金融資産及び負債を示したものである。

	使用した評価手法			合計 百万ポンド
	取引相場価格 (レベル1)	観察可能 インプット (レベル2)	重要な観察不能 インプット (レベル3)	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
2010年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ 資産	48,466	114,723	5,741	168,930
公正価値で測定すると指定された 金融資産	5,406	25,175	10,904	41,485
デリバティブ金融資産	3,023	408,214	9,082	420,319
売却可能資産	25,949	36,201	3,290	65,440
資産合計	82,844	584,313	29,017	696,174
トレーディング・ポートフォリオ 負債	(30,247)	(42,345)	(101)	(72,693)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(4)	(94,088)	(3,637)	(97,729)
デリバティブ金融負債	(2,567)	(396,695)	(6,254)	(405,516)
負債合計	(32,818)	(533,128)	(9,992)	(575,938)
2009年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ 資産	76,256	69,061	6,078	151,395
公正価値で測定すると指定された 金融資産	6,975	24,893	10,700	42,568
デリバティブ金融資産	3,163	401,451	12,201	416,815
売却可能資産	20,087	35,287	1,277	56,651
資産合計	106,481	530,692	30,256	667,429
トレーディング・ポートフォリオ 負債	(42,238)	(8,936)	(78)	(51,252)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(109)	(83,944)	(3,828)	(87,881)
デリバティブ金融負債	(2,386)	(391,916)	(9,114)	(403,416)
負債合計	(44,733)	(484,796)	(13,020)	(542,549)

レベル1とレベル2の間での振替は主に取引所で上場されているとは見なされなくなった国債から構成される。

10 株主資本

普通株式

発行済普通株主資本は、1株1ポンドの普通株式2,342百万株（2009年度：2,342百万株）で構成されている。

2010年12月31日現在のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済株主資本は全て実質的にパークレイズ・ピーエルシーが所有している。

優先株式

2010年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株主資本は、1株1ポンドの英ポンド建優先株式が1,000株（2009年度：1,000株）、1株100ユーロのユーロ建優先株式が240,000株（2009年度：240,000株）、1株100ポンドの英ポンド建優先株式が75,000株（2009年度：75,000株）、1株100米ドルの米ドル建優先株式が100,000株（2009年度：100,000株）、及び1株0.25米ドルの米ドル建優先株式が237百万株（2009年度：237百万株）で構成されていた。

11 偶発債務及び契約債務

	2010年12月31日 終了事業年度	2009年12月31日 終了事業年度
	百万ポンド	百万ポンド
有価証券貸付取引	27,672	27,406
担保として差入れられた保証及び信用状	13,783	15,406
履行保証、銀行引受手形及び裏書手形	9,175	9,962
偶発債務	50,630	52,774
荷為替信用状及びその他の短期貿易関連取引	1,194	762
スタンドバイ・ファシリティ、クレジットライン及びその他の契約債務	222,963	206,513

有価証券貸付取引

2009年12月1日のパークレイズ・グローバル・インベスターズの売却まで、当グループは、当グループが管理する投資信託について、管理下のファンドが保有する有価証券を第三者に貸付ける有価証券貸付取引を促進していた。借手は、貸付けた有価証券の市場価額の100%に2%から10%のマージンを加算した額に相当する現金又は投資適格資産を担保として差入れた。当グループは、当該事業売却後3年間、当該契約の補償を引き続き提供することでブラックロック・インクとの合意に達した。2010年12月31日現在、保有する担保の公正価値は28,465百万ポンド（2009年度：28,248百万ポンド）であり、貸株の公正価値は27,672百万ポンド（2009年度：27,406百万ポンド）であった。

金融サービス補償機構

金融サービス補償機構（以下「FSCS」という。）は、認定を受けた金融サービス機関が顧客による支払請求に対応できない場合の顧客に向けた英国の補償基金である。FSCSは英国の全ての預金受入機関から徴収を行う。過年度においては、債務不履行に陥った銀行の預金者に対するFSCSの債務の裏付けとして英国財務省がFSCSに提供するファシリティから補償が払い出されていた。こうしたファシリティの合計は約200億ポンドと考えられている。当該ファシリティのほぼ大半は関連する金融機関からの回収により全額返済が見込まれているものの、不足するリスクがあるため、FSCSが参加機関への追徴を課す可能性がある。バークレイズは2010年12月31日現在、FSCSから課される徴収に関して63百万ポンド（2009年度：108百万ポンド）をその他の負債に計上している。

バークレイズ・キャピタルの米国モーゲージ業務

2005年度から2008年度の期間中の米国モーゲージ市場におけるバークレイズの業務には、約390億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスポンサリング及び引受、約340億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の引受、政府系機関（以下「GSE」という。）に対する約150百万米ドルの貸付金の売却、並びにその他の者に対する約70億米ドルの貸付金の売却（2009年度に売却された貸付金を含む）が含まれていた。バークレイズはまた、2006年度第4四半期に取得し、2010年度第3四半期に売却した米国の住宅モーゲージ・サービシング事業を通して、サービシング業務を行った。バークレイズによる貸付金の売却及びスポンサーとなったプライベート・レーベルの証券化に関連して、バークレイズは売却した貸付金が一定の要件を満たすことについて一定の表明及び保証（以下「R&W」という。）を行った。一定の状況では、R&Wの違反があった場合に、バークレイズは関連する貸付金の買戻し、又は係る貸付金に関するその他の支払いを要求されることがある。その他の者に売却された70億米ドルの貸付金は、概ねが大幅な割引をされており、GSEに売却された貸付金と比較するとそのR&Wは限定的であった。バークレイズがスポンサーとなった390億米ドルの証券化のうち、約340億米ドルについては、第三者のオリジネーターがモーゲージ・ローンのR&Wを直接、証券化信託に対し行った。その他の者に対する全ての貸付金の売却及びプライベート・レーベルの証券化業務に関連する、未解決の買戻し請求は、2010年12月31日現在で合計21百万米ドルであった。これに加えて、一定の民事訴訟により、RMBSの募集に係る引受会社としてのバークレイズに対する請求がなされている。現在の引当金は買戻し請求残高に係る見積損失に充当するものとして十分であるが、前述の案件に関する潜在的なエクスポージャーによる財務上の影響について、意義のある見積りを現時点で行うことは不可能である。

12 訴訟

リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク

2009年9月15日、米国のニューヨーク南部地区連邦破産裁判所（以下「裁判所」という。）にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」という。）、リーマン・ブラザーズ・インクのSIPA受託者（以下「受託者」という。）及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会（以下「委員会」という。）による申立てが提出された。3件の申立ては全て、2008年9月にバークレイズ・キャピタル・インク（以下「BCI」という。）及びバークレイズ・グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」という。）の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却を承認する裁判所命令に異議を唱えている。原告は、BCIへの一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過してBCIが受け取ったとされる分をLBIの財産として返還するようにBCIに要求すること、BCIが売却書類及び売却承認命令に従ったと主張している一部の資産に対する権利を有していないことを宣言することについて、命令を求めている。2009年11月16日、LBHI、受託者及び委員会は、係属中の申立てと同じ主張に基づきBCIに対する請求を主張し、また申立てで要求されているものと類似の救済を求めて、破産裁判所に別の申立てを提出した。2010年1月29日、BCIは申立てに対する答弁書を提出した。バークレイズは、BCIに対する申立て及び請求は実体がないと考えており、BCIはその立場を積極的に抗弁している。2010年1月29日、BCIも、LBHI及びLBIが売却書類及び売却承認命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求めて、申立てを提出した。買収の一環で取得した約26億ポンドの資産を、2010年12月31日までに受領していないが、そのうち約20億ポンドの資産を一連の買収の会計処理で認識し、2010年12月31日現在の貸借対照表において計上している。裁判所は4月中旬に審理を開始し、2010年6月25日に原告は事実に関する証拠の提示を完了した。予審は、バークレイズが主たる証明を提示し両者が鑑定を提示した2010年8月、9月及び10月に再開された。現在、証拠は非公開となっている。2010年10月21日に最終弁論が審理され、2010年11月22日に審理後の概要説明が提出された。2011年に判決が下されることが予想される。これらの事件に関してバークレイズに発生する可能性がある損失又はこれらの事件が特定の会計期間における経営成績に及ぼす影響を見積もることは不可能である。

米国預託株式

バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・ピーエルシー、並びにバークレイズ・ピーエルシーの取締役会の数人の現メンバー及び旧メンバーは、米国のニューヨーク南部地区連邦地方裁判所において係属中の有価証券集団訴訟5件（併合されている）の被告とされている。2010年2月12日付の併合修正訴状は、2006年から2008年までの間に複数回にわたりバークレイズ・バンク・ピーエルシーが募集した優先株式シリーズ2、3、4及び5を表す米国預託株式（以下「ADS」という。）に関する登録届出書が、（特に）バークレイズのモーゲージ関連証券（米国のサブプライム関連を含む）のポートフォリオ、モーゲージ及び信用市場リスクに対するバークレイズのエクスポージャー並びにバークレイズの財政状態に関する虚偽表示及び省略を含んでいたと主張している。この併合修正訴状は、1933年証券法第11、12(a)(2)及び15条に基づいて請求を主張している。2011年1月5日に裁判所命令が発布され、2011年1月7日に訴状を棄却する旨の被告人の申立てが全面的に認められたため判決に至り、本件は解決された。2011年2月4日に原告人は棄却命令の一部について裁判所の再審議を求める申立てを提出した。かかる申立ては審理中である。バークレイズは、バークレイズに対するこれらのADS関連の請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁している。これらの請求に関

して発生する可能性がある損失又はこれらの請求が特定の会計期間における経営成績に及ぼす影響を見積もることは不可能である。

その他

パークレイズは、英国及び米国を含む多くの海外の管轄区の両方において、通常の事業で生じるその他の様々な訴訟に原告又は被告として関わっている。パークレイズは、パークレイズが当事者となっているあらゆる訴訟の最終的な結果が、当グループの財務書類に重大で不利な影響を与えるとは予想していない。また、パークレイズは、これらの訴訟に伴う偶発債務を合理的に見積ることができないとの理由から、又はそのような偶発債務の開示が当該訴訟の進行に不利益を及ぼす可能性があるとの理由から、当該偶発債務について開示していない。

13 競合及び規制事項

本注記では、パークレイズが直面している主な競合及び規制問題の一部を明らかにしている。これらの多くは当社の統制の及ぶところではない。これら事項がパークレイズに及ぼす影響の程度を常に予測することは不可能であるが、当社の事業及び収益に重要な影響を及ぼす可能性がある。

規制の変更

規制の大規模な変更は依然として継続中であり、特にシステム上の重要性を持つと見なされる銀行は、世界規模での大幅な規制強化や規制構造の変化に直面している。同時に、銀行業及び消費者金融業には、政治的にも規制上も監視が続けられており、場合によっては、業界に対して重要な影響が生じる可能性のある規制の強化又は変更が行われている。

英国では、2012年末までに、健全性規制機構（イングランド銀行の子会社）と新設の消費者保護・市場機構との間で、FSAの現在の責任を再配分することとなった。英国政府は英国の銀行システムを見直すことを独立銀行委員会に課している。独立銀行委員会に付託された検討事項には、システムミック・リスクの軽減に関する考察、モラル・ハザードの緩和、銀行破綻及び競合問題の可能性並びに影響の縮小等が含まれている。2011年9月までに独立銀行委員会の調査結果及び提言が予想されている。

米国では、ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革及び消費者保護法が広範囲にわたる規制改革を含んでいるが、全体的な影響は、政府当局により規定が導入されるまで不明である。この過程は、現在進行中である。

支払保障保険（以下「PPI」という。）

PPIは、英国競争当局及び英国金融サービス当局による監視下に置かれている。英国競争委員会（以下「CC」という。）はPPI市場について更なる調査を行った。その結果を受けて、CCは販売時点におけるPPIの販売の禁止を含む多くの改善措置を発表した。

未整備のPPI販売実務への取組みは引き続き、このような申立てに対処するFSAソースブックのDISP（苦情・紛争解決）規則を改訂する施策方針を2010年8月10日に公表したFSAの最優先事項である。FSAは当初、企業に対して新しい施策を2010年12月1日までに導入することを要請した。2010年10月に英国銀行協会は、施策方針は、販売時に施行されていた基準より厳格な基準を遡及適用することを含め、PPI販売に対する苦情の対処に関して不適当な基準を適用しているとして、FSAの司法審査を開始した。またこれらの訴訟は、PPI販売に対する苦情の対処に関し同様の基準の実施を求める金融オンブズマン・サービス（以下「FOS」という。）に対しても提起されている。2011年1月に訴訟手続きが行われたが、その結果が係争中のため、施策方針及びFOS指針の実施は保留されており、影響を受ける苦情を確定することは不可能である。現在、判決の予定は明確ではない。財務上の影響を見積もることは実際的ではない。

クレジットカード手数料

公正取引庁（以下「OFT」という。）及びヨーロッパ各地の他の競争庁は、引き続きビザ及びマスターカードのクレジットカード手数料率に関する調査を行っている。これらの調査は消費者金融業に影響を及ぼす可能性がある他に、罰金が課される可能性がある。これらの状況の時期は不明であるが、今後2年から4年以内に結果が判明するものと考えられる。

制裁

米国法規制により、指定された諸外国、外国民及びその他に対して、財務省外国資産管理室の施行による米国の経済制裁に従うことが求められている。英国財務省規則においても同様に、英国政府が導入する制裁に従うことが求められている。バークレイズは、米国の経済制裁の対象となっている国、人物又は事業体が関与する米ドルの支払いに関する内部レビューを実施しており、そのレビュー結果について複数の政府当局に報告している。それらの政府当局には、本件についての調査を行ってきた、米国司法省、マンハッタン地区検察局及び米国財務省外国資産管理室（以下総称して「米国当局」という。）も含まれる。

2010年8月18日に、バークレイズは米国の経済制裁及び米ドルでの支払いによる慣行の順守に関する当局の調査に関して、米国当局と和解に達したと発表した。また、ニューヨーク連邦準備銀行及びニューヨーク州銀行監督局の合意に基づき排除命令が発布された。バークレイズは合計298百万米ドルの罰金を支払うことに同意し、24ヶ月間の訴追延期合意を締結した。バークレイズはこの和解について他の関連する規制当局に詳細な説明を行った。訴追延期合意とは、バークレイズが米国当局との合意において規定された条件を一定の継続期間を満たすというバークレイズの意味がある場合は、米国当局はバークレイズに対する追加措置を見送るというものである。バークレイズは本件に関して、追加の規制措置を見込んでいない。

14 非継続事業

2009年12月1日、当グループは、パークレイズ・グローバル・インベスターズのブラックロック・インク（以下「ブラックロック」という。）への売却を完了した。完了時の対価は、ブラックロックの新株37.567百万株を含めて152億米ドル（95億ポンド）であった。これにより、当グループは拡大後のブラックロック・グループの19.9%の経済的持分を有することになり、この持分は売却可能持分投資として会計処理されている。2009年度に計上された税引前売却益は6,331百万ポンドで、43百万ポンドの税金費用は、英国の税法に準拠した英国の実質的株式保有に係る税額控除の適用を反映している。

2009年度における非継続事業について、売却日の2009年12月1日までに、売却によって得た6,288百万ポンドを含む税引後利益6,777百万ポンドを稼得した。2009年度において、売却までの期間に、非継続事業では、その他の包括損失58百万ポンドが生じ、現金及び現金同等物において376百万ポンドの減少（純額）が生じた。

その他の情報

登記上の本社

英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1。電話番号：+44 (0) 20 7116 1000。

会社登記番号：1026167

ホームページ

www.barclays.com

詳細については、以下にご連絡ください。

インベスター・リレーションズ

スティーブン・ジョーンズ/ジェームズ・ジョンソン

+44 (0) 20 7116 5752/7233

メディア・リレーションズ

ハウエル・ジェームズ/ジャイルズ・クルート

+44 (0) 20 7116 6060/6132

バークレイズ・ピーエルシーの決算報告書を含め、バークレイズに関する詳細については、以下のウェブサイト上で公開されている。

www.barclays.com/investorrelations

用語解説

アブサ—パークレイズ・ピーエルシーの南アフリカ・セグメントで、アブサ・グループ・リミテッドから構成されるが、アブサ・キャピタル、アブサ・カード及びアブサ・ウェルスは除外され、それぞれパークレイズ・キャピタル、パークレイズカード及びパークレイズ・ウェルスの一部として報告される。

アブサ・グループ・リミテッド—親会社がヨハネスブルグ証券取引所に上場されており、パークレイズがその親会社に対する支配持分を所有している、南アフリカのグループの連結された業績を指す。

ABS CDO スーパーシニア—アセット・バック証券（下記に定義）の債務担保証券にリンクされた債券のスーパーシニア・トランシュ。スーパーシニア・トランシュの支払は、他の債務に優先される。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

調整後グロス・レバレッジ—適格 Tier 1 資本に対する調整後有形資産合計の倍率。調整後有形資産合計は、総資産から、デリバティブのカウンターパーティとの相殺額、貸借対照表上で管理されている資産、決済残高、のれん及び無形資産を差し引いた金額である。以下の「Tier 1 資本」を参照のこと。

調整後税引前利益—当グループ自身の信用度、その他の買収および売却に係る利益、並びに債務の買戻しに係る利益を除外した利益。

Alt-A—サブプライムより低リスクとみなされるが、通常の基準に基づく融資より高リスクの性格を有する貸付金。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

延滞—顧客の債務の履行が遅れ、結果として貸付金残高が未払又は支払期限を超過している場合に、その顧客は延滞していると言われる。このような顧客は支払遅延状態にあるとも言われる。顧客が延滞している場合、その残高全額は支払遅延状態にあると言われ、すなわち、支払遅延状態の残高が、支払期限を超過している貸付金残高合計であることを意味している。

アセット・バック証券 (ABS)—信用の裏付となる資産のプールに対する持分を表す有価証券。信用の裏付となるプールは、一連の関連するキャッシュフローをもたらすものであればどのような資産でも構成することができるが、一般的には住宅用又は商業用モーゲージのプールであり、債務担保証券 (CDO) の場合には、信用の裏付となるプールは ABS 又は他のクラスの資産の可能性がある。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

パークレイズ・コーポレート—英国及びアイルランド、欧州大陸（スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランス）、並びに新市場（インド、パキスタン、ロシア及び UAE）の 3 つの市場にまとめられる 10 ヶ国にわたりグローバルなバンキング・サービスを提供する事業ユニット。

BCBS—銀行監督案件に関する定期的な連携のためのフォーラムであり、銀行業界に対する監督の世界基準を策定するバーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」又は「バーゼル委員会」という。）。27 の国と地域からの中央銀行又は監督当局がそのメンバーである。

資本比率—当グループの自己資本比率又は財務力を測定する主要な財務比率。これらには、コア Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率及びリスク資産比率が含まれる。

債務担保証券 (CDO)—資産担保証券 (ABS)（上記に定義）及び／又は発行体が購入したその他の特定の関連資産を信用の裏付とする、第三者が発行した有価証券。CDO には、基礎となる資産を通じてサブプライム・モーゲージ資産に対するエクスポージャーをその特色としているものもある。CDO2 証券は、第三者が証券化した CDO に対する投資を表している。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

ローン担保証券 (CLO)—商業用ローンのプールからの返済によって保証される有価証券。支払は、所有者のクラス（トランシュ）別に行われる場合がある。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

商業用モーゲージ担保証券 (CMBS)—商業用モーゲージのプールに対する持分を表す有価証券。これらの有価証券の投資家は、将来のモーゲージの支払（利息及び／又は元本）によって受領する現金に対する権利を有する。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

商業用不動産—商業用不動産には、オフィスビル、産業用の資産、医療センター、ホテル、ショッピング・モール、小売店、ショッピング・センター、農地、集合住宅、倉庫、車庫、工業用不動産などが含まれる。商業用不動産ローンは、一連の商業用不動産によって保証されるものである。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

収益に対する人件費の比率—収益合計に対する従業員の人件費の割合。

欧州大陸—「パークレイズ・コーポレート」を参照のこと。

用語解説

コア Tier 1 資本—払込請求済株式及び適格剰余金に、非支配持分を加算し、無形資産並びに規制上の減損引当金に対する予想損失の超過額及び FSA の規定による証券化ポジションに関する控除額を差し引いた金額。

コア Tier 1 比率—リスク調整後資産に対するコア Tier 1 資本の比率。

収益に対する費用の比率—保険金控除後の収益合計に対する営業費用の割合。

収益純額に対する費用の比率—保険金控除後の収益合計から減損費用及びその他の信用関連引当金繰入額を差し引いた金額に対する、営業費用の割合。

カバレッジ比率—信用リスク貸付金残高に対する減損引当金の割合。

クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)—クレジット・デリバティブとは、ある資産（参照資産）の信用リスクが保証の買い手から売り手に移転される契約である。クレジット・デフォルト・スワップとは、保障の売り手がプレミアム又は利息関連の支払を受取り、その代わりに定義された信用事由が発生した場合に保障の買い手に支払を行う契約である。信用事由には通常、破産、参照資産又は資産に係る支払の不履行、あるいは格付機関による格付の引下げが含まれる。

クレジット・デリバティブ・プロダクト・カンパニー (CDPC)—クレジット・デリバティブに係る保証を販売する会社。CDPC はモノライン保険会社と類似している。しかし、モノライン保険会社とは異なり、保険会社としての規制を受けていない。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

信用市場に対するエクスポージャー—世界中の信用市場での景気後退によって大きな影響を受けた商業用不動産及びレバレッジド・ファイナンス事業に関連する。エクスポージャーには、損益計算書上で公正価値測定の対象となるポジション、貸付金及び売却可能に分類されるポジション、並びにその他の資産が含まれる。

信用リスク貸付金 (CRL)—支払が行われていない、又はその他の契約条項違反など、価値の低下の証拠が観察された場合に、貸付金は信用リスク貸付金となる。貸付金は、減損貸付金、90 日以上延滞の利息計上貸付金、あるいは減損に伴う条件緩和貸付金の 3 つの分類のうちのいずれか 1 つに計上される。これらには、減損しており、返済は正常に行われているものの、個別減損引当金が計上されている貸付金が含まれることがある。

信用スプレッド—クーポン率及び満期日の構成が同じで、関連する信用リスクが異なる有価証券間でのイールド・スプレッド。信用格付が悪化するとイールド・スプレッドが拡大する。市場が比較的低い格付を受入れるために要求される、ベンチマーク又は無リスク・レートを上回るプレミアムのことである。

信用評価調整 (CVA)—ポートフォリオのリスクフリー価値と、カウンターパーティの債務不履行リスクを考慮した市場価値との差額。したがって CVA は、市場参加者が契約の不履行によるカウンターパーティの信用リスクに組み込むと考えられる公正価値の調整額の見積りを表している。

顧客預り金—個人及び金融機関以外の会社によって預け入れられた資金。このような資金は、「顧客預り金」として、当グループの貸借対照表に負債として計上される。

デイリー・バリュー・アット・リスク (DVaR)—現在のポジションをそのまま 1 営業日保有する場合に、通常の市況において市場の変動から生じる可能性がある損失の見積りであり、信頼水準に達するよう測定されている（「VaR」「平均デイリー・バリュー・アット・リスク」及び「スポット・デイリー・バリュー・アット・リスク」も参照のこと）。

支払遅延—「延滞」を参照のこと。

経済的利益—親会社の株主に帰属する利益に、取得した無形資産の償却費を足し戻した金額から、非支配持分控除後の調整平均株主持分に当グループの資本コストを乗じて算出した資本費用を差し引いたもの。

予想損失—自己資本規制の計算において、内部格付に基づく信用リスク・アプローチにより把握されたエクスポージャーに対する損失予測についての当グループの測定基準。これは、デフォルト確率 (PD)、デフォルト時損失率 (LGD) 及びデフォルト時エクスポージャー (EAD) に基づきバークレイズがモデル化した損失予測の 1 年間の見通しとして測定される。

債券、為替及びコモディティ—金利、信用、新興市場、コモディティ、為替及び債券ファイナンスを含むトレーディング事業。

FSA 適格プール資産 (流動性資産のバッファ)—FSA の流動性要件を満たす、担保に供されていない良質な資産。これらの資産には、高品質の政府または中央銀行証券、中央銀行の特定の要求払預金、指定された多国籍開発銀行が発行した有価証券などが含まれる。

買収に係る利益—企業結合において認識された識別可能資産、負債及び偶発債務の正味公正価値に対する買収会社の持分のうち、結合コストを超過する金額。

用語解説

グローバル・リテール・バンキング (GRB)－英国リテール・バンキング、パークレイカード、西ヨーロッパ・リテール・バンキング及びパークレイズ・アフリカ。

英国における新規融資総額－当事業年度において英国の顧客に供与された新規融資。

収益－別途記載のない限り、保険金控除後の収益合計。

費用に対する収益の伸び率－費用の増加と収益の増加との差異。

個別評価／一括評価－減損は、個別に重要な資産については個別に測定され、ポートフォリオが同質な資産から構成される場合及び適切な統計的手法が利用可能な場合には一括して測定される。

個別流動性ガイダンス (ILG)－FSA が個別の企業に維持を求める流動性リソースの金額、質及び資金調達プロファイルについてのガイダンス。

クレジットカード手数料収益－販売又はキャッシング取引の決済又は清算においてクレジットカードの発行体に支払われる手数料。

内部資金調達のプライシング－グループ内資金調達及び流動性についての当グループのプライシングの仕組み。

投資適格の格付－外部機関が測定した信用格付が AAA から BBB までの債務証券、短期国債又は類似証券。

インベストメント・バンキング－アドバイザー、債券及び株式の組成を含む、手数料をもたらす事業。

ホーム・ローン－住宅用不動産を購入し、その住宅を返済保証の担保として用いる貸付金。借り手は貸し手に当該不動産に対する抵当権を与え、合意した条件に従って借り手が貸付金を返済しない場合には、貸し手は当該不動産を差し押さえることができる。住宅用モーゲージとも言われる。

減損貸付金－信用リスク貸付金（上記に定義）として報告される貸付金で、個別に識別可能な減損引当金が計上されている貸付金を構成し、全額担保が付されている貸付金又は債務がすでに予想実現可能価額まで評価減されている貸付金も含まれる。減損貸付金のカテゴリには、減損しているが引き続き返済は正常に行われている貸付金が含まれることもある。

レバレッジド・ファイナンス－キャッシュフローに対する債務全体の水準（EBITDA に対する純債務の比率）が高い会社に提供される貸付金又はその他のファイナンス契約で、通常、プライベート・エクイティのスポンサーが主導する事業買収から生じる。

流動性カバレッジ比率 (LCR)－今後 30 日間にわたる予想キャッシュ・アウトフロー純額に対する高品質な流動性資産の比率。高品質な流動性資産とは、担保に供されておらず、ストレス時においても市場での流動性があるものでなければならず、理想としては中央銀行適格であるものを指す。これには、現金並びに中央政府及び中央銀行に対する債権などが含まれる。バーゼルⅢの規則ではこの比率が 100%以上であることが要求されており、2015 年から適用の見込みである。

流動性プール／バッファ－厳しい市場状況において銀行がキャッシュ・アウトフローの需要に対応できるように、当グループの流動性プールは、中央銀行預け金及び特に当グループが偶発的な事象の発生に備えて保有している流動性の高い担保で構成されている。

貸倒率－信用市場に係る減損費用合計（売却可能資産及びリバース・レポ取引を除く）を顧客及び銀行に対する貸付金総額（償却原価で保有）で除して算出する。

預貸率－顧客預り金に対する貸付金の比率。リテール事業体が発行し、発行債券に含まれる、リテール預け金に相当する性質をもった特定の負債（ストラクチャード CD や個人投資家向け債券など）は計算に含まれない。

預け金及び長期資金調達に対する貸付金の比率－ホールセール及びリテールの顧客に対する貸付金から減損引当金を控除し、顧客預り金、長期債務（期限到来まで 1 年超）及び資本の合計で除した比率。

担保掛目率 (LTV)－評価額に対する比率として、資産（すなわちモーゲージ）に対する借入金額を表す。この比率は、貸付金の適切なリスク水準の決定に用いられ、通常、新規モーゲージ又はポートフォリオ全体に対する平均として報告される。

デフォルト時損失率 (LGD)－デフォルト後に回収が見込めないデフォルト時エクスポージャー (EAD)（上記に定義）の比率。LGD は、実際損失（回収が見込めない部分）及び回収プロセスに関連する経済的費用から構成される。

用語解説

モノライン保険会社—モノライン保険会社とは、債務証券のカウンターパーティによる債務不履行の際の、債務商品保有者に対する信用保証の提供に特化した会社と定義されている。この保証は、通常、保有するエクスポージャーを信用の裏付とするクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）などのデリバティブの形で保有されている。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

モノライン保険会社のラップ保証—モノライン保険会社による信用補完又は保証が付されている債務商品。ラップ保証とは、カウンターパーティによる債務不履行の場合に、債務商品の保有者に支払われるべき想定元本及び利息のキャッシュフローに対する信用保証のことである。したがって、有価証券にモノライン保険会社のラップ保証が付されている場合、元本及び利息の支払は、モノライン保険会社によって保証されている。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

モーゲージ担保証券（MBS）—モーゲージのグループに対する持分を表す有価証券。これらの有価証券の投資家は、将来のモーゲージの支払（利息及び／又は元本）によって受領する現金に対する権利を有する。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

費用に対する収益純額の伸び率—収益純額の増加と費用の増加との差異。

受取利息純額—当グループの持分に係る受取利息を含め、資産に対して受領した利息と、負債に対して支払った利息との差額。

純金利マージン—このマージンは、グローバル・リテール・バンク、パークレイズ・コーポレート及びパークレイズ・ウェルスの年間受取利息純額を、当該事業の平均資産と平均負債の合算額で除したものである。

投資収益純額—公正価値で測定すると指定された金融商品の再評価純損益、受取配当金、及び売却可能資産の売却に係る純損益を含む。

安定調達比率（NSFR）—1年間の安定した資金調達の必要額に対する安定した資金調達の利用可能額の比率で、ストレス・シナリオを前提とする。2015年より、この比率が100%以上であることが要求される。安定した資金調達の利用可能額には、払込資本、満期まで1年超の優先株式、又は満期まで1年超の負債などが含まれる。安定した資金調達の必要額は、保有資産の価値と機関投資家による資金の合算額に、特定の各資産タイプに定められた特定の安定調達必要（RSF）係数を乗じたものを、潜在的流動性エクスポージャーの金額に関連するRSF係数を乗じたものに加算して算出される。

トレーディング収益純額—マーケット・メイキング及び顧客事業を含め、公正価値で保有するトレーディング・ポジションから生じる。その結果生じる損益は、トレーディング活動に関連する利息、配当金及び資金調達コストとともに損益計算書に含まれる。

新市場—「パークレイズ・コーポレート」を参照のこと。

投資適格未満の格付—外部機関が測定した信用格付がBB⁺以下の債務証券、短期国債又は類似証券。

当グループ自身の信用度—当グループ自身の信用度が金融負債の公正価値に及ぼす影響。

潜在的信用リスク貸付金（PCRL）—潜在的不良債権化貸付金（下記に定義）及び信用リスク貸付金（上記に定義）の3つのカテゴリーの残高から構成される。

潜在的不良債権化貸付金（PPL）—近い将来において借り手が引き続き返済条件を順守する能力に重大な疑義が生じている貸付金。

過年度の繰延—過年度に認識されていない株式報酬、長期インセンティブ制度、繰延賞与を含む、過年度の報酬に関連する費用。会計上、報酬費用は従業員が関連するサービスを提供した期間にわたり認識される。

デフォルト確率（PD）—貸付金が返済されず、債務不履行に陥る確率。PDは貸付金の顧客毎に（通常ホールセールの顧客に適用される）、又は属性が類似した顧客のポートフォリオ毎に（通常リテールの顧客に適用される）計算することができる。PDの計算にあたり、パークレイズは、借り手及びその他のカウンターパーティの信用度を評価し、内部リスク格付を付している。個別に大口の与信については内部モデル、外部モデル、格付機関の格付などの格付判断の情報を、またホールセール資産については信用スプレッドなどの市場情報を得るために、複数の格付方法が用いられることがある。比較的金額の低い与信については、内部格付モデルの結果などの単一の情報源で十分の場合もある。

買戻条件付契約（レポ取引）／売戻条件付契約（リバース・レポ取引）—借り手が一定の金利で金融証券を貸付金の担保にできる買戻条件付契約。レポ取引では、特定の日付に特定の価格で資産を買戻すというコミットメントを条件として、借り手が貸し手に有価証券を売却することに同意する。有価証券を売却する（及びそれを将来買戻すことに同意する）当事者にとってはレポ取引であり、取引の相手方である（有価証券を購入し、それを将来売却することに同意する）当事者にとっては、売戻条件付契約、すなわちリバース・レポ取引である。

用語解説

住宅用モーゲージ担保証券 (RMBS)－住宅用モーゲージのグループに対する持分を表す有価証券。これらの有価証券の投資家は、将来のモーゲージの支払（利息及び／又は元本）によって受領する現金に対する権利を有する。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

リテール・ローン－金融機関ではなく個人に対する貸付金。これには、モーゲージやクレジットカード残高などの担保付と無担保の貸付金の両方、及び比較的小規模な法人顧客に対する貸付金が含まれる。

平均リスク調整後資産利益率－当期税引後利益を当期平均リスク調整後資産で除して計算される。

リスク調整後の純金利マージン－このマージンは、グローバル・リテール・バンク、パークレイズ・コーポレート及びパークレイズ・ウェルスの年間純金利マージンから、貸付金に係る減損費用の損益計算書計上額を控除し、当該事業の平均資産と平均負債の合算額で除したものである。

リスク資産比率－バーゼル合意に準拠して規定され、FSA により導入されている資本及びリスク加重の定義を用いた、事業の資産に付随するリスクの測定基準。

リスク調整後資産－関連するリスクについて調整した銀行の資産の測定基準。リスク・ウェイトは、バーゼル合意に準拠して規定され、FSA により導入されている。

証券化－通常、モーゲージ・ローンやクレジットカード残高などの債務商品をプールにまとめ、それを新しい有価証券の保証に利用するプロセス。会社は特別目的ビークル (SPV) に資産を売却し、SPV はその価値に基づき資産によって保証される有価証券を発行する。これにより、資産の信用度を元々の借り手の信用格付から分離することができ、リスクは外部の投資家に移転される。

SIV Lite－ストラクチャード・インベストメント・ビークル (SIV) の資産と資金調達コストとのスプレッドを利用するために様々な利付資産のポートフォリオに投資する特別目的事業体。SIV とは異なり、無期限ではなく、満期日が定められている CDO により類似している。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

特別目的事業体 (SPE) 又は特別目的ビークル (SPV)－限定的で詳細に定義された目的を達成するために設立された事業体。その継続的な活動には、特定の制限または限度が設けられていることが多い。SPE との取引にはさまざまな形態があり、資産購入資金の提供、将来の購入に対して融資を提供する約束、SPE への投資家に特定のエクスポージャーを提供するデリバティブ取引、SPE が将来資金調達が困難に陥った場合実行される可能性がある流動性又はバックストップ・ファシリティの提供、SPE が発行したノートへの直接投資などが含まれる。

ストラクチャード・インベストメント・ビークル (SIV)－資産と資金調達コストとのスプレッドを利用するために様々な利付資産のポートフォリオに投資する SPE (特別目的事業体)。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

ストラクチャード・ファイナンス/ノート－ストラクチャード・ノートとは、特定の資産又は指数の価値又は水準に連動したリターンを支払う投資であり、時には価値が下落した場合の元本保証が付される。ストラクチャード・ノートは、株式、金利、ファンド、コモディティ及び為替に連動することがある。

劣後－債務に係る元本及び利息の債権者への返済が、同じ債務者による他の債権者への返済より優先順位の低い状態。すなわち、有価証券についての請求は、他の債権者が保有する同じ債務者の有価証券についての請求が清算された後のみ、債務者による債権者への清算が行われる。

劣後負債－発行体の破綻又は清算の場合に、預金者及び発行体のその他の債権者の請求に劣後する負債。

サブプライム－通常、支払遅延、更に裁判所の判決や破産などのより重大な問題が生じる可能性がある、信用実績が好ましくない借り手に対する貸付金。信用度、負債・収益比率の高さ、又は債務不履行リスクの増大を示すその他の基準によって測定されるように、返済能力の低下を示している場合もある。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

税金支払額－当グループが負担し、徴収した税金に関して当事業年度において税務当局に支払った全額を指す。これには、法人税支払額、従業員の代わりに支払った税金、還付対象外の VAT 及びその他の税金が含まれる。

Tier1 資本－FSA が定義した銀行の財務力の測定基準。コア Tier1 資本に、その他の発行済 Tier1 証券を加算するが、金融機関における重要な保有に関しては控除の対象となる。

Tier2 資本－適格劣後債務及びその他の発行済 Tier2 証券、適格一括減損引当金、売却可能持分に係る未実現利益、並びに再評価剰余金が幅広く含まれる。これは、規制上の減損引当金、証券化ポジション及び金融機関における重要な保有の合計を上回る予想損失に関する控除の対象である。

Tier1 資本比率－リスク調整後資産に対する Tier1 資本の割合を表す。

用語解説

トップライン収益—当グループ自身の信用度に係る損益及び信用市場に係る評価損を考慮前の収益。

英国及びアイルランド—「パークレイズ・コーポレート」を参照のこと。

バリュー・アット・リスク (VaR)—現在のポジションをそのまま 1 営業日保有する場合に、通常の市況において市場の変動から生じる可能性がある損失の見積りであり、信頼水準に達するよう測定されている（「DVaR」も参照のこと）。

ホール・ローン—買い手がその権利及び責任とともに貸付金全体を引き受ける場合に一括して売却されたモーゲージ・ローン。ホール・ローンは、買い手がモーゲージのプールの部分所有者となる投資とは区別される。「リスク管理」セクションの「信用市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。

1. 事業内容の概要

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

UKリテール・バンキング

UKリテール・バンキングは、パーソナル・カスタマー、ホーム・ファイナンス、ローカル・ビジネス、コンシューマー・レンディング及びパークレイズ・ファイナンシャル・プランニングの各部門で構成される。

当事業部門は、顧客との間でより広く深い関係を築くことを狙いとしている。パーソナル・カスタマー及びホーム・ファイナンスはリテール顧客に対して、当座預金、貯蓄預金及び投資商品、ウールウィッチブランドのモーゲージ並びに一般保険を含めた幅広い商品及びサービスを提供している。パークレイズ・ファイナンシャル・プランニングは、富裕層顧客に対して、バンキング、投資商品及びアドバイスを提供している。

ローカル・ビジネスは、小規模法人顧客に対してバンキング・サービスを提供している。またUKリテール・バンキングは、パークレイズ・ストックブローカーズ等のパークレイズのその他の事業部門からより専門的なサービスを受けるための玄関口としての機能も果たしている。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

パークレイズ・コマーシャル・バンク

パークレイズ・コマーシャル・バンクは、英国各地で、リレーションシップ、地域、セクター及び商品の専門家のネットワークを通じて顧客にバンキング・サービスを提供している。

当事業部門は、取引先のニーズを把握するべく取引先と緊密に連絡をとりながら、商品、専門知識及びサービスの総合的な組み合わせで構成される、資金調達、リスク管理、取引及びキャッシュ・マネジメントに関するソリューションを提供している。これには、専門企業によるアセット・ファイナンス及びリーシング・ファシリティが含まれる。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

パークレイカード

バークレイカードは、クレジットカード及び消費者金融貸付業務を含め、消費者及び法人顧客に対してマルチブランドの国際的な支払サービスを提供している。現在、バークレイカードは欧州有数のクレジットカード会社の一つであり、アメリカ合衆国及び南アフリカでも急速に事業を拡大している。

英国における消費者向け支払サービスには、「バークレイカード」ブランドのクレジットカード、主要ブランドと提携した提携カード事業及び有担保貸付事業が含まれる。

バークレイカードは現在、ドイツ、アメリカ合衆国及び南アフリカで事業を展開している。スカンジナビアにおいては、バークレイカードはスウェーデンバンクとの合弁企業であるエンターカードを通じて業務を行っている。

バークレイカードの英国及び海外における支払サービスでは、87,000件の小売店及び業者のために（対面取引及びインターネット取引の双方について）支払承諾サービスを提供しているほか、市場をリードする非接触型カードの承諾サービスを提供している。またバークレイカードは法人顧客及び英国政府に対してクレジットカード及びチャージカードを発行し、小売店及び自動車ディーラー店においてセールス・ファイナンスを提供している。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

西ヨーロッパ

「GRCB－西ヨーロッパ」は、スペイン、ポルトガル、フランス、イタリア及びロシアにおけるリテール・バンキング業務及びコマーシャル・バンキング業務並びにバークレイカード業務で構成されている。

「GRCB－西ヨーロッパ」は、リテール・モーゲージ、当座預金及び定期預金、商業貸付、無担保貸付、クレジットカード並びに投資及び保険商品を含めた様々な商品及びサービスを提供し、バークレイズのリテール顧客、一般富裕層顧客及び法人顧客のニーズに応えている。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

エマージング市場

「GRCB－エマージング市場」は、アフリカ、中東及び東南アジアの14の国におけるリテール・バンキング業務及びコマーシャル・バンキング業務並びにバークレイカード業務で構成されている。

「GRCB－エマージング市場」は、ボツワナ、エジプト、ガーナ、インド、ケニア、モリシャス、パキスタン、セイシエル、タンザニア、ウガンダ、UAE、ザンビア、インドネシア及びジンバブエにおけるリテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングの顧客にサービスを提供している。

当事業部門は、顧客及び取引先に対して、各種の商品及びサービスを提供している。これには、当座預金、貯蓄預金、投資商品、モーゲージ並びに有担保貸付及び無担保貸付が含まれる。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング アブサ

「GRCB-アブサ」は、リテール・バンキング、コマーシャル・バンキング及びバンカシユアランス部門の三つの事業部門で構成されている。アブサ・グループのその他の業務はアブサ・キャピタル、アブサ・カード及びアブサ・ウェルスであるが、これらはそれぞれ、パークレイズ・キャピタル、パークレイカード及びパークレイズ・ウェルスの一部に含まれている。

「GRCB-アブサ」は、ヨハネスブルグ・ストック・エクスチェンジ・リミテッドに上場されている、南アフリカ最大の金融サービス・グループの一つであるアブサ・グループ・リミテッドの一部門である。「GRCB-アブサ」は、当座預金、貯蓄預金商品、バンカシユアランス商品、モーゲージ、割賦金融及び資産運用を含めたあらゆるバンキング業務関連の商品及びサービスを提供している。同部門は、商業顧客及び大企業顧客を対象としてカスタマイズされたビジネス・ソリューションの提供も行っている。

アブサの業務は主として、南アフリカで行われている。このほかに、当グループはモザンビーク及びタンザニアの銀行の株式も保有している。

インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント パークレイズ・キャピタル

パークレイズ・キャピタルは、世界有数の国際的な投資銀行であり、大企業、各国政府及び機関投資家に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

パークレイズ・キャピタルは、戦略的アドバイス及びM&A、株式及び債券による資金調達並びに法人向け貸付並びに外国為替、金利、エクイティ及びコモディティ関連のリスク管理を含む各種のサービスを顧客に提供する国際的な投資銀行である。

その業務は主として次の3分野で構成される。即ち、コモディティ、クレジット商品、エクイティ、外国為替及び金利商品を含む「グローバル・マーケット」、法人向けアドバイス、M&A、株式及び債券による資金調達並びに法人向け貸付を含む「インベストメント・バンキング」、並びに「プライベート・エクイティ・アンド・プリンシパル・インベストメント」である。パークレイズ・キャピタルには、アブサの投資銀行業務であるアブサ・キャピタルが含まれる。

バークレイズ・キャピタルは、顧客との関係及び商品からのシナジー効果を上げるために当グループのその他すべての部門と緊密に連携している。

インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント バークレイズ・グローバル・インベスターズ

世界最大級の資産運用会社であり、投資運用商品・サービスを国際的に提供しているバークレイズ・グローバル・インベスターズ（「BGI」）は、2009年12月1日にブラックロック・インク（「ブラックロック」）に売却された。同取引の結果、バークレイズは拡大後のブラックロック・グループに対して19.9%の経済的持分を有する。

インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント バークレイズ・ウェルス

バークレイズ・ウェルスは、世界各国のプライベート顧客及び仲介代理店顧客に焦点を当てている。

バークレイズ・ウェルスは、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、信託業務、投資運用並びに委託売買業務を提供している。

バークレイズ・ウェルスは、顧客との関係及び商品からのシナジー効果を上げるために当グループのその他すべての部門と緊密に連携している。これには例えば、バークレイズ・キャピタル及びバークレイズ・コマーシャル・バンクが有する機関投資家向けの質の高い商品及びサービスと併せて世界で一流の投資ソリューションを提供すること等が含まれる。

本社機能及びその他の事業

本社機能及びその他の事業は、以下で構成される。

- 本社機能及び本部サポート機能
- 移行事業
- 事業部門間の調整

本社機能及びその他の事業は、以下の分野で構成される。経営執行部、ファイナンス、財務、広報、人事、戦略・企画、内部監査、法務、秘書課、不動産、税務、コンプライアンス、及びリスク部門である。全面的に各事業部門のために使われた費用については、当該部門に再計上される。移行事業は、主として特定の貸付ポートフォリオに関するものであり、これらの業務は、関係資産からの回収額を最大限にする目的で本部において管理されている。

2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2005年度、2006年度、2007年度、2008年度及び2009年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

(単位：百万ポンド)

	当グループ				
	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年
損益計算書からの 抜粋データ (注2)					
保険金控除後の収益合計	30,957	23,069	23,031	21,656	17,364
税引前利益	5,285	6,035	7,107	7,197	5,311
当期純利益	10,289	5,249	5,126	5,256	3,872
貸借対照表からの 抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	55,925	41,202	29,872	25,421	22,665
資産合計	1,379,148	2,053,029	1,227,583	996,503	924,170
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	41,754	32,870	(10,198)	10,057	3,679
投資活動に使用された キャッシュ純額	12,235	(8,755)	10,016	(1,177)	(5,432)
財務活動からの キャッシュ純額	(1,160)	13,117	3,512	565	793
現金及び現金同等物 一期末現在	114,340	64,509	33,078	30,402	20,405
その他					
平均従業員数 (注1)	153,800	151,500	128,900	118,600	92,800

(続き)

(単位：百万ポンド)

	当行				
	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年
損益計算書からの 抜粋データ (注2)					
保険金控除後の収益合計					11,092
税引前利益					2,652
当期純利益					2,149
貸借対照表からの 抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	47,831	33,879	22,917	18,507	16,637
資産合計	1,399,428	1,987,542	1,105,807	841,557	763,448
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	26,953	41,436	(12,878)	(5,642)	13,476
投資活動に使用された キャッシュ純額	24,287	(20,840)	7,950	15,095	(9,748)
財務活動からの キャッシュ純額	(533)	9,194	2,979	460	929
現金及び現金同等物 一期末現在	96,357	48,044	21,876	23,939	13,882
その他					
平均従業員数 (注1)	92,600	84,000	71,700	64,400	62,000

(注1) 従業員数には臨時社員及び派遣職員を含まない。

(注2) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2006年度、2007年度、2008年度及び2009年度について親会社の損益計算書は表示されていない。